

第一回 参議院内閣委員会会議録 第四十六号

昭和二十七年六月十九日(木曜日)午前
十時三十四分開会

出席者は左の通り。

委員長 河井彌八君
理事 鈴木直人君
鈴木幸平君
中川常猪君
草薙龍君
楠瀬常猪君
横尾龍君
楠見義男君
竹下豊次君
和田博雄君
栗栖愛一君
越夫君
松原一彦君
三好始君
矢嶋三義君

成瀬謙治君
鈴木俊一君
柳沢清之君
米吉君
杉田正三郎君
藤田友作君

事務局側

常任委員会専門員
杉田正三郎君
藤田友作君

本日の会議に付した事件

○文部省設置法の一部を改正する法律案(内閣提出・衆議院送付)

○自治省設置法の施行に伴う関係法律案(内閣提出・衆議院送付)

○海上公安局法案(内閣提出・衆議院送付)

○文部省設置法の施行に伴う関係法律案(内閣提出・衆議院送付)

○参考人の出頭に関する件

○本委員会の運営に関する件

○保安庁法案(内閣提出・衆議院送付)

○海上公安局法案(内閣提出・衆議院送付)

○参考人の出頭に関する件
○委員長(河井彌八君)これより内閣委員会を開会いたします。諸君にお詫びをいたしましたが、文部委員の矢嶋君から本案について質疑の発言の御要求がありましたが、許可して差支えございませんか。

行政管理官房長官人事局長兼本部次長

大野木克彦君

加藤陽三君

茂生

江口見登留君

天野貞祐君

野田卯一君

岡野大橋君

武夫君

清蒙君

矢嶋三義君

三好始君

天野貞祐君

野田卯一君

岡野大橋君

武夫君

○委員長(河井彌八君)御異議ないと認めます。さように取計ります。

一点は、この文化財保護法の一部を改正する法律案は、これはこのたびの行

政機構改革の一環としてなされるのである。そのときの文化財保護委員長の答弁では、このたびの行政機構改革の狙い、というものは、行政の簡素化によ

るところの行政の能率の向上と、更に大きな目標は官吏の減員によるところの財政負担の軽減にあるのだ、そういう立場から文化財保護法の一部改正が

あります。従つて当委員会に付託されお全般について若干質したい点もあるのでございましょうけれども、本日は主として文部省関係に限定いたしましてお伺いいたしたいと思います。

先づ当委員会の委員としては耳にたこができるほどお聞きになつておるこ

とと思ひますが、私も初めてでありますので、一応大臣に今度の行政機構改

革の目標、狙いといふものを一応伺いたいと思います。簡単でよろしくござ

います。

○國務大臣(天野貞祐君)行政の簡素化ということでおさいます。

○委員外議員(矢嶋三義君)では次に伺いたしますが、この法律案の前

に、文部省設置法の一部を改正する法律案、まあ内容は審議会の整備統合並

びに一部設置、これらを含むところの法律案を出された。更に外局でありま

すが、大臣の所管に属するところの文

化財保護法の一部を改正する法律案

これが提案されてあるわけでございま

すが、こういうものをどうして一貫し

て出されずに、個々にばら々に提案

されたのでござりますか。それともうとになつております。

第二の点は御質問がはつきりしなかつたのでございますが……。

○委員外議員(矢嶋三義君)第二点は外局である文化財保護委員会の根拠法

である文化財保護法の改正案を提案されておりますね。この法律案の提案の場合に、まあ行政機構の改革の一環として提案されておるという説明がされ

ておるわけです。而もこの法律案は、衆参とも文部委員会に付託されておるわけなんですね。どういうわけでこの行政機構の改革の一環としてあるならば、どうして同時に提出せなかつたか

といふことが一つと、それ以上に伺いたい点は、この一環として提案された

保護法の一部改正では、行政の簡素化とか、或いは財政負担の軽減といふことが多く語られておるわけでありま

す。その具体的のものとして文化財保護委員の五人を三人に減らすことによ

つて行政の簡素化と能率向上ができるのかどうかという点と、それから第二の今度の行政機構の改革の狙いといふ

ところを私は重ねてお伺いしておるわけ

ではないのだという答弁をされて、行政

の簡素化だけを挙げられたので、その問題の一部について私からお答えい

ます。これは大臣から答弁を求めるわけ

ではありませんが、今度の行政機構改革に連する法案は全部で三十六あります。

○國務大臣(野田卯一君)只今お尋ね

の問題の一部について私からお答い

ます。たまくそとの立案中に、各省を通じて、行政機構全般の簡素化の議が起り

ます。まして、それに基きまして第二次の設置法の改正を試み、それに關する法律案を審議をいたしました。前回は施行期日も違いましたし、第二次のはうは、各省

委員会にかかるわけではなく

「異議なし」と呼ぶ者あり」

で、そのうちの例えは人事院を国家人事委員会にするということは、これは人事委員会にかかるております。日本電信電話公社の設置法、或いは国際電信電話公社の設置法、こういうようななものにつきましては電気通信委員会にかかるております。それから独占禁止法の一部の改正、これは公正取引委員会の一部改正であります。そういうようなものは経済安定委員会にかかるております。それから消防厅に関するものは地方行政委員会にかかるておる、文化財保護法の一部改正は文部委員会にかかるておる。それから退職手当に關する問題は大蔵委員会にかかるておる。その他そういうふうに数個の法案はそれらの関係の深い委員会にかかるておる、こういう実情になつております。

○國務大臣(天野貞祐君) この文化財保護委員会の改正のことは、これは国会のほうで以て文部委員会のほうにかけるということをおきめになつたと思つておる、こういう実情になつております。

○委員外議員(矢嶋三義君) その点はわかりました。第二のほうです。

○國務大臣(天野貞祐君) 私は行政の簡素化と言えど予算の縮小といふようなことはおのずからそこに伴うと思うから特に申さなかつたのであります。

○委員外議員(矢嶋三義君) 財政負担の軽減も含まれておるというふうに御答弁なさればそれで私了承いたしまして、お伺いするのですが、この外局である文化財保護委員会を含むところのこの内容は私おつき合い的な性格があるのじやないか、こういうよう考

えて理解ができない点がある。従つて私は大臣に端的にお伺いいたしますが、文化財保護法の一部改正についての発言をここに許して頂きたいと思ひます。これは行政機構改革の一環として、今主導の野田国務大臣からも申された通りなのであります。この改正において財政負担の軽減から委員会五人を三人にする、そうするとそれが行政簡素化による能率向上だ、こういう見解は私はおかしいと思うのです。実際に文化財保護委員の五人によつて、この五人のかたゞが或いは経済界、或いは学界、或いは官界とか或いは民間等から五人出て丁度バランスがとれるよう構成して、そして行政委員会としての使命を全うしつつある。発足して今漸く軌道に乗りかけているときなのです。そのときにこの行政能率の向上という立場から、更には大臣をして言わしめるならば、経費の節減といふもので織込んで五人を三人にするというような点は、どうも余りに形式的にとらわれ過ぎてゐるのじやないかといふ点で理解ができないのですが、その点について大臣の答弁を望みます。

もやれる、一人でもやれるということを私は主張されると思うのです。この行政の簡素化を日本が独立した機会にやら大きな狙いは、この占領政治から自主政治に転換した、従つてそれによつて出て来る部分が多分にある。その点から出で来るならば私は了承できること間違ひのないし、五人の委員で仕事を始めて、やつと今までたばかりというときに、やれ専門審議会があるから、だから五人を三人でもやれるんだというのは、これは余りにも私は政府の減員という基本線に沿つての形式にとらわれ過ぎた私は説弁会に類するものだと思うのですが、大臣はそれで何ですか、自信を持つて答弁されてしまうんだよ。

○政府委員(相良惟一君) さようございます。
○委員外議員(矢嶋三義君) どうもことの文部省関係のを見ますと、何とかじらなくてはならんからいじつたという印象を受けていたし方ないのです。若干整理をされておるわけなんですが、或る課を甲の局から乙の局に動かすというようなことは、文部省でやつておる仕事というものは、各都道府県に影響するところ大きいだけに非常に私は迷惑をするのじやないかと思う。是が非でもこういじらざるを得なかつたというようなその根拠は、どうも薄弱な感じがしてならないのです。それで更に私はお伺いいたしますが、この部局の廃止を今度の機構改革では三十四とかやられたそうです。その中に部局を廃し局を廃した代りに次長制といふものを二十二、三設けられたといふふうに私は承わつておるのですが、文化財保護委員会においても事務局の総務部と保存部を廃止して、そうして次長らしいものを置かれているということことは、やはり総務部、保存部というものが必要だということを認められてゐるのぢやないかと思うのです。ただその部をなくして、そうして次長といふものを作つて置いてある。ところが教育施設の場合、廃しただけで次長らしいものを置かない、そうしてやつて行くつもりだという御発言ですが、それではここは個々に絞つてお伺いしますが、教育施設部は文化財保護委員会に次長制を設けたような形で次長を置か

立たれています。それで、今まで教育施設部のやられた主なる仕事と、更に他の部を廃した場合に次長を置いてカバーしているわけなんですが、が、そういうことをしなくてはやれるというお見通しを立てられた根据について御説明願いたいと思います。

○政府委員(相良惟一君) 今般の機縛改革におきまして、各省の内局の部局をすべて廃止するという一般的な原則が打出されましたので、従つて文部省も教育施設部を廃止するということも叶はずを得ないと想いまして、その通りの措置をしたわけでございます。現在教育施設部の中にありますところの課はそのまますべて存置するという考え方でありまするし、部がなくなつても仕事をこなすには支障を直ちに来たさないようなどはないと考えております。

○委員外議員(矢嶋三義君) それでは文化財保護委員会の総務部、保存部をなくしてどうして次長というものを置いたのですか。

○政府委員(相良惟一君) これこそ機構簡素化でございまして、一部の二人の部長を廃止いたしまして一人の次長に変えたという点で、それもさほど支障を来たさないようになっております。

○委員外議員(矢嶋三義君) 二人の部長を廃止して、一人に減らすという意味でやつたわけですね、そうですか。

○政府委員(相良惟一君) さようでございます。

○委員外議員(矢嶋三義君) それでは教育施設部についてお伺いいたしますが、あなたの発言を承わつていまますと、今まで教育施設部の部長なんかが立たれています。それで、今まで教育施設部のやられた主なる仕事と、更に他の部を廃した場合に次長を置いてカバーしているわけなんですが、が、そういうことをしなくてはやれるというお見通しを立てられた根据について御説明願いたいと思います。

らんものだつた、なくともやれるものだつたといつて私耳に入りますが、そうなんですか。

○國務大臣(野田卯一君) これは少し一般論になると思いますが、今のようにな例がたくさんあるのであります。それは今まで要らなかつたといつてよりも、行政簡素化の精神に照しましてそれがやらなければならぬ、幾分は課長がやらなければならぬ。而も課長、局長といつては自分の仕事をできるだけ今後も工夫して能率化して分担して十分成績を挙げてもらひ、こういう意味合いで解説して頂きたい。

○委員外議員(矢嶋三義君) 私はこの教育施設部の廃止についてはどうしても了承できません。更にお伺いいたしましたが、從来の文部省の管理局といつては、確かにその管理の名前にあさわしく相当管理的な業務があつたと思ひますが、このたびの事務の再配分によると、管理局の名前にあさわしい仕事は私は非常に少くなつてゐると思ひます。私がして言わしめますならば、この管理局といつては施設厚生局といつたような名前にしてほうがびつたり来て、何をしている局かといつては、國民にすぐわかるではないか。そのくらい私は見てゐるわけなんですが、この中における教育施設部の仕事といふものは、これは私がここで申上げる干預を申上げなければわかりませんが、まあ大臣は小学校、中学校の義務教育の推進を考えられ、その建築につきましても現在のいわゆる○・七坪といふものを一応完了したならば、これ

を引上げたいという構想を持たれておりまし、更に都市向きのモデル・スクール或いは農村漁村向きのモデル建築といふものを教育施設部あたりで今まで着々と計画して來られた。更に大学の例をとつてすれば、七十二の国立大学を設けてその設備並びに施設が如何なる状況かということはここで私が申上げるまでありません。而もこのいわゆる蛸の足大学を統合したいといふことを大臣はよく言われておりました。その整備をするには予算を五百億要すると文部省は発表されている。これは教育施設部で数字を出されてゐる。それに対して本年度の予算割当は僅かに十三億しか認められていないわけなんです。こういう段階に教育施設部の一人の部長を減らすために教育施設部を落すといつてはそううしても了承できないのです。一円を惜しんで百円を失うような愚かな部類にこれは入つていやしないかと思うのですが、このたびの問題があると見ています。我が國の文教施設の今後の問題といふものは私は随分と大きな問題に更に計画的にゆづり構想を練つて対処されるところの部があり、部長一人ぐらいがあるといつては、私は公正な立場から考えて当然だと思うのですが、現在の六三とか、或いは大学施設の現状から、更に大臣がよく言わられる将来の構想、そういう立場からこの教育施設部を落すことについての大 臣の見解を私は承りたい。

○國務大臣(天野貞祐君) この教育施設部については、こういふ施設はすべて一つところにまとめてしまつて、文部省のそういう仕事もなくしたほうが多いのですが、現在のいわゆる○・七坪といよいのだといつて論もあるぐらいでございました。その点でございましてお手伝いいたします。

○委員外議員(矢嶋三義君) この点は仕事は依然として持つて行くわけでございませんけれども、一方において部長と、部とかいうことは廃止するといふことが全体の線でござりますから、その線に副うて私どもはそれに協力します。

○委員外議員(矢嶋三義君) 大臣の申されることは、閣僚として非常に立派ですけれども、私は頭ちよつと申上げたのですが、非常におつき合い的性格が出来てゐるのじやないかと思ふ。こうしておつき合いして、而も十分やつて行こうと思う、行うとしても承できないのです。一円を惜しんで百円を失うような愚かな部類いうことが申されると思うのですけれども、併しながら現在の、さつき私は若干くどく申上げましたが、そういう実情から今強化こそそれ、教育施設部の廃止といつては私は今更に慎重に御検討頂くよう、内閣委員の皆さんにおかれましてこの点については更に慎重に御検討頂くよう、内閣委員の皆さんがたにお願いいたしました。次にお伺いいたしますが、これは恐らく政府委員で御答弁願えると思うの

も書いておりますように、従来現在の機構では、文部省部内の局の分け方が指導行政を扱う局と管理行政を扱う局とが截然と区別されているのでございましたが、この分け方は全くこれはアメリカ式の分け方であります。許可、認可事項であるとか、或いは検定であるとか、或いは補助金を出すとか、そういうような管理部門を担当する局を管理局として、そこにそういうような仕事を全部集める。それは確かに一つの考え方なんですが、確かに過去三年間の経験によつて見ますと一つの仕事を二つの局で行う。こういう分け方をなぜアメリカが勧奨したかといふと、一つの局の権限を不当に大きくなりしめない、常にお互いにチェックして、お互いに牽制してそこでバランスをとる。つまりチエック・アンド・バランスですが、現在の文部省の機構を司令部の強力なる指示によつて作つたのであります。併し確かにこれ

はいい面もありますが、私どもの経験によりますと不便なところもあり、政令も二途に出るということございません。しかし、それから責任の所在が明確でない。こういう点に徴しまして、一つのことは一つの局でやるという分け方を今大体においてやめたということあります。

○委員外議員(矢嶋三義君) これは相当私は基本的な面に触れるのじやないかと思うのであります。行政の民主化というようなことを考えた場合に、協調性があれば私はこの指導行政と管理行政の二並立というものが私はいいのじやないかと、こう考えるのです。それを数力年の経験によつて否定されるということは、この際私は文部省だけ申上げますが、文部省内におけるところの局とか、或いは課の割拠主義といふもの、或いは非協調性、これはお互いの共通の問題だと思ひます。が、そういう欠陥がこの指導行政と管理行政のよさといふものを十分發揮し得ないのじやないか。そういう点に先ずメスを入れたならば、指導行政との管理行政の二並立の妙といふものを發揮できる、名実において發揮できるところの途があるのじやないか。従つて現在直ちにこれは不合理不便であると断定するのは少しく私は軽率であり、尙早じやないか、こういう見解を持つのであります。これに対する見解をお願いいたします。

○政府委員(相良惟一君) 確かにそういう御見解もあると思いますが、例えば例を挙げますと、教科書行政についてはこれは一つの局でその刊行に関しても、その教科書の内容についても、

又その検定についても一つの局で所管するということが、私たちの経験から言ふならば非常に好ましいのじやないか。例えば国会で、教科書の出廻りが非常に遅いから子供の手に着くのが非常に遅い。それに對する対策如何といります。

○委員外議員(矢嶋三義君) これは相當私が答弁に当ることになり、検定の問題になるときは管理局が所管し、内

容の問題だと初等中等教育局といふうに、一つのことをほんの局でやつてゐるということは、どう考へても合理的でないといふような例に徴します。でも、今度のやり方がいいのじやなかろうかと考えてゐる次第であります。

○委員外議員(矢嶋三義君) お互に割合せず協調的であつたならば、私は却つてこのほうがいいと思うのです。私はそういう信念を持つのです。まあ議論になるからこれ以上続けませんが、私はこの際要望しなければならぬのでございますが、従来の初等中等教育局の事務に加わりましたものは、従来調査普及局やつておりました地方教育行政に関する即ち教育委員会制度ですが、例えれば教科書の問題が出来ましたが、教科書は今まででは管理局或いは初等中等教育局、或いは調査局ですか、これが初中局一本になりますと、それから初中局一本になりますと、それは便利な面もありますよ。その代りに更道が、公僕精神といふように確立されているときはいいのものが確立されているときはいいのものが確立され、それで若しもこれは更道が頗り、尚早じやないか、こういう見解を持つのであります。これに対する見解をお願いいたしました。

○政府委員(相良惟一君) 確かにそういふ御見解もあると思いますが、例えば例を挙げますと、教科書行政についてはこれは一つの局でその刊行に関しても、その教科書の内容についても、その教科書の内容についても、

大臣としてはその行政の能率の向上という立場からも、それから公正を期すという立場からもその監督、指導といふものは、今まで以上に私は意を払わねといふと、改正して却つて問題を起すというようなことが起つて来るのじやないかといふことを、老婆心ながら要望いたしておきました。

次にお伺いいたしたい点は、このたびの改正では初等中等教育局というところに、非常にこの文部省の仕事の大きな部分が私はここに集中されるようになりますが、そうお考へになりませんか。

○政府委員(相良惟一君) 見ようによつては多少そういう感もないではないでござりますが、従来の初等中等教育局の事務に加わりましたものは、従来調査普及局やつておりました地方教育行政に関する即ち教育委員会制度ですが、例えれば教科書の問題が出来ましたが、教科書は今まででは管理局或いは初等中等教育局、或いは調査局ですか、これが初中局一本になりますと、それは便利な面もありますよ。その代りに更道が、公僕精神といふように確立され、それで若しもこれは更道が頗り、専早じやないか、こういう見解を持つのであります。これに対する見解をお願いいたしました。

○政府委員(相良惟一君) 確かにそういふ御見解もあると思いますが、例えば例を挙げますと、教科書行政についてはこれは一つの局でその刊行に関しても、その教科書の内容についても、その教科書の内容についても、

ごとく学校教育に関する主管局でござりまするので、教育委員会に関する事務といふのは学校教育のみならず社会教育へ來るのは当然でありますけれども、地方教育行政の仕事をやらせるよりも関連の深い学校教育を主管するところの初等中等局でやつたほうが適当であるうと考へておきます。

口にしたというわけではございません。そこで調整をとろうと、こういうような考え方でございます。

○委員外議員(矢崎三義君) それから社会教育局が主になつて初中局と関連を持つて行く、こういうわけですか。

○政府委員(相良惟一君) 大体においてさようですが、主として調整を図つてというところに狙いを置いてさようございます。

○委員外議員(矢崎三義君) それではそういう問題についての要望などは先ず社会教育局のほうに重点を持つて行けば文部省で処理できるようになっておる、こういうわけですか。

○政府委員(相良惟一君) その提案理由にござりますように、「国際的又は全国的規模において行われる運動競技」、これが学校教育であつても、その窓口は社会教育である、こういうわけでござります。

うのですが、そういう感じはお持ちにななりませんか。

○國務大臣(天野貞祐君) これは省内にもそういう意見もございました。併し私は何とか変えないで済むときには名前をできるだけ変えないほうがいい。そういう考え方から今お考へのままに置いておいたほうがよいだろ

も、まだ管理局アロバーの仕事も重要なものですから、これはこれなりでこよなごとくあります。

○委員外議員(矢崎三義君) 大臣がお申上げたように、仕事を強いて持つて行かなくともいいに持つて行く、いじらんがためにいじつたような感じが深いのですが、局長とか、課長とか、これが学校教育であつても、その窓口は社会教育である、こういうわけでござります。

○委員外議員(矢崎三義君) それで大体わかりましたが、その社会教育局と初中局の運動厚生課あたりとの連絡調整というものが十分緊密に行くように特に意を払つて頂きたいと思ひます。それからもうすぐ終りますが、次にお伺いいたしたい点は、管理という名前は随分おかしなつたのじやございませんか。管理局の管理行政といふものは今度随分とられましたね。大学設置認可に関する事務、著作権に関する事務、教科書の検定に関する事務、そ

局を持つて行くとか、そういうのはどういう自信があつて持つて行かれたの

か。むしろ涉外事務なんといふのは私は官房に置いておいたほうが仕事がうまく行くのじやないかと思いますが、それをちよつと説明して頂きたい。

○政府委員(相良惟一君) 現在占領下でございませんので、各省を通じて涉外事務といふものは全部廃止されてお

りますので、官房に特に涉外の事務を残すという必要はなくなつたわけでござります。なお從来の調査普及局と調査局が性格を変えましたので、そこで

それから当内閣委員の皆さんに対しましては、私の質疑は意を尽しませんが、教育施設部の存置につきましては

非慎重に御検討下さいまして、現在は二部教授が残つておりますが、それが終戦以来どのくらいなくなつておつて、どのくらいまだ残つてゐるか、こういう仕事量を一つお出しを願いたいと思います。

なお、都市などでは、この東京都などでは二部教授が残つておりますが、それが終戦以来どのくらいなくなつておつて、どのくらいまだ残つてゐるか、こうすることを一つお出しを願いたいと思います。

○國務大臣(天野貞祐君) それは私は長年中へ入つて仕事をしておる人の体験というものは非常に重視しなければならないと思ひます。それで文部省見合う課を国際文化課といつてしまつておきましても、この二点を希望いたしております。

○委員外議員(矢崎三義君) もう一つ

これは私は大学のことを管理局などにあります。なれば、宗教行政に於ける教育の施設並びにその設備の見合う課を国際文化課といつてしまつておきましても、この二点を希望いたしております。

○委員外議員(矢崎三義君) 只今のことに対する答弁は明快で私も十分納得いたしました。これで終りたいと思つたわけでござります。

○三好始君 私は大臣に教育の機会均等について一應お考へを承わつておきたいのであります。それで施設部の仕事量を判断した

の深い都道府県教育委員会方面では相手に持つて行くとか、そういうのはどういう自信があつて持つて行かれたの

か。むしろ渉外事務なんといふのは私は官房に置いておいたほうが仕事がうまく行くのじやないかと思いますが、それをちよつと説明して頂きたい。

○政府委員(相良惟一君) 現在占領下でございませんので、各省を通じて涉外事務といふものは全部廃止されてお

りますので、この改正法に従事する者を減らすためには、このためには補助が從来ども行つてゐるのを止めることと、それからもう一点は、ここは直

接關係ないわけでござりますが、文化財保護委員会の法の一部改正に伴う今までございませんので、各省を通じて渉外事務といふものは全部廃止されてお

りますが、これだけの局課の再編成をやられますが、これがどのくらい復旧整備されており、なおどのくらい

残つてゐるかという極く大体でもよろしくから資料を何か頂きたい。

それから十四は、今度の私立をのけますので、この改正せられた趣旨が十

分徹底されるように意を払われることと、それからもう一点は、ここは直

接關係ないわけでござりますが、文化財保護委員会の法の一部改正に伴う今までございませんので、各省を通じて渉外事務といふものは全部廃止されてお

ります。

五

最近のようない経済状態でありますと、そういう点が十分に考えられねばならんと思うであります。そういう事情を考慮に入れて、文部省としては教育の機会均等という立場から、予算の面でも、或いは機構の面でも、具体的な事務の面でも考えて行く必要が大きいものと私は考えております。この具体的な現われがどういう点に認められるかということは、私としてもいろいろのことを考えられると思つておりますけれども、「一應教育の機会均等についての基本的な考え方」と、それからこれを具体化する一、二の例としての、例えば通信教育に対して大臣はどういう考え方をお持ちであるか。大学教育なり或いはその他の高等学校団体でも通信教育が行われておりますけれども、この現状等につきましては政府委員から承わつて結構でありますが、将来的構想等お持ちでしたら大臣から承わりたいのであります。

それと、通信教育のはかに、学校教育と通信教育との或いは中間的な性格を持つてゐるかと思いますが、定時制教育の制度が戦後取り入れられたわけであります。が、諸外国ではこれを大学教育にまで及ぼしている例が相当あることを私聞いております。こういう定時制教育等につきましても一應の構想を承わることができれば幸いだと思うのであります。

○國務大臣(天野貞祐君) 教育の機会均等ということは民主主義の教育の根本だと考えております。だから第一にこの義務教育といふようなものに関して、全国的に非常な不平均が起つてしまつて、現に非常な不平均が起つつあるのです。だからそういうものは是

非義務教育費の国庫負担というようないふ制度によつて、全国の子供が同じようないふな教育が受けられるといふようなことがあります。私が先ず根幹として考へてゐるわけですが、さいますが、その上のほうに進みまして、義務教育から高等学校、大学といふようなことになりますと、私は経済力がなくとも、その進む能力があつた子供は是非学校にやりたい、これは私の熱願でございます。だから私は文部省の大臣になりました際に三つの目標を立てました。第一は、義務教育の実施であります。即ちこれは義務教育による教育の機会均等を徹底する。第二は、育英制度の充実でございます。これは今でもまだ非常に不十分でございまして、高等学校などは全国の高等学校生の三%くらいしかおりませんが、是非これは五%にしたいと非常に思つたのですけれども、今年度の予算においてはそれを実現することはできませんでしたが、私は少くとも五%にならなければならんと考えております。それから又大学に関しましては、現在二〇%は大学生が育英資金を受けることになつております。その金額は十分とは申せませんけれども、とにかく受け取ることになつております。予算も二十五年九億が十五億になり、十五億が二十四億になり、今度は二十九億になつております。物価騰貴がありますから十分ではありませんが、そういうふうにして育英制度といふものをつと大幅に充実しなければならん。併し現在でも例えば東大を例にとりますならば、その半数以上は育英資金をもらつております。二千百円と思ひますが、そういう金を皆がもらつております。一般的に全国的に言ひますと、二〇%

かもしれません。これは将来においても皆さんは、能力がありますから経済事情のために進めないという子供がおるといふ、こういうことほど残念なことはありません。このことによつて教育の機会均等に貢献しようと思つておるわけです。義務教育を終つてそれでやめてしまう人が六〇%くらいあります。しかし、もう少し少くなるかも知れませんが、そういう子供に対することは定時制の高等学校とか、又通信教育とかいうことによつてその要求に応えたい。是非大学もということでおございましたが、私は大学の教育につきましては、大学のエクステンションといふことをいつも大学生諸君に薦めており、自分のことを申しては誠に恐縮でございますが、京都大学の教授をしているときに毎週一回講義を作つて、そうして誰にでもそれを聞かせたのです。非常にそれが要求に応じて人が聞きました。現在でも京都大学では続いておりますが、そういうような大学のエクステンションといふようなことによつて、そういう要求に、大学のいわゆる定時制の教育というようなものに応じて行きたいと思います。

るところを希望いたしておくれ次第あります。
○政府委員(相原惟一君) 大学の通信教育の現状について
教育の現況につきましては、現在学校教育を行なつておるのでございますが、題
教育法の規定に基いて大学の通信教育を行なつておるのでござりますが、題
応、法政、日本大学等私立大学が六つあります。それで今
通信教育をやつております。それで今
年の三月には初めて慶應と法政から通
信教育によるところの卒業生が出たわ
けでございます。なおこのほかに國立
の大学、これは現在約五十二校であります
が、五十二の国立大学で約十七五
人に対しまして教職科目だけについて
現職教育としての通信教育を行なつてお
る、こういう現況でございます。
○三好始君 次に教職員の内地留学制度は
度が戦後採入れられまして、最近では
相当行われておるよう承つておる
わけであります、内地留学制度は相
当効果の多いものだと考えられます
で、これを将来拡充して行くべきだと
私は考えておるのであります、これ
についての文部大臣の御所見を承
りたいと思います。

常に大きく、又感銘を深くして帰つたのですが、そこで勿論日本の民主主義というものは今後完全にその花が咲くまでには相当の年数を要ると思うのであります。勿論教育と申しても、家庭教育から学校教育、社会教育、職場教育とか、いろいろの面の教育が充実しなければなりませんが、併し教育ということが充実と申しますか、それが民主主義達成の一番近道だと思つておるのであります。勿論教育と申しても、家庭教師から教育の重要性ということは特に考えなければならんと思いますが、なかなか学校教育の重要性といふことは特に考えなければならんと思つておるのであります。そこで今回の機構改革で折角進駐軍が勧告し、又強く指示された制度を改められて、まあ長年の経験に基いて、それよりも今回のはうがいいといふのでまあ改められておるわけですが、こういう機会に学校教育、特に一番その基礎である初等教育において、今申しした民主主義育成の基礎を幼い子供たちに植付けるという観点からした教育方針、従来と異つた、或いはそれを目標に推進めて行く教育方針としてどういうようなことをお考えになつておられるのか。或いは文部省として現在何らかの御構想をお持ちになつておられるのか。特に私はその問題の御答弁をお伺いすると同時に併せてお尋ねしたいことは、教養問題に対しまず……学制が改革されて新らしい制度が採入れられましたけれども、民主主義の中心であると言つても過言ではないと思つても、これは言い過ぎではないと思うのであります。これは勿論教員自体が教養がないという面の現状もこれは

見逃しがたいと思うのですが、従つてそういう教員に教養を教えさせられる教養をしなければならん面があることに同時に、教育の面においても、その教養ということを相當重要視しなければならんと思うのであります。その点についてどういうようにお考えになつておられるか。これらの点について御説明頂きたいと思います。

育がまだそこまで徹底しない、ということだと思います。だから大きな目当てとしては、教養といわば何といわば、ひつくるめて個人が自己といふものを見つかり自覚して、何事に対しても自分があるべき立場をして、その立場に基いてやつたことに対する責任を負う。こういう精神を一貫してやつて行かなくちゃならない。ところが日本の社会では大学生といえども大体それは悪い例だと思う。本当に自分で判断して従つてそういう自覚に立てば、発言の勇気というのも出て来で自分が反対のことに対する態度も大体そんな風ではよつ／＼言つなく発言をする。ところが日本の社会では教員の諸君でも幹部のやることに対してでもみんな陰ではよつ／＼言つておる、学生でも然りだ。そういう点を個人の自覚という点をもつと深めて行かなくてはならない。そういう主義では私は小学校の教育でもアメリカのやることは非常に長所がある。鎌ヶ谷先生させて行くという点で長所がありますが、併しアメリカと日本ではいろいろ違ふ点がありますから、そういう点をよく考えて行こう。けれどももやみに今きまつてていることを変えてはいけないで、できるだけそういう方法をもつとよく磨めて、そして変えるのは徐々に変えて行つたらいいという考え方をもつて行こうと私は思うのです。それから教養ということにつきましては、私は先ほどの大学のエキステンション要だ。大学には名譽教授という稱学がおられるのでありますから、例えば夜間に自然科学なり、人文科学の二つの講座を開いて、パリの大学でやつていいるよう、誰が來てもいつでも聞ける、ど

ういう人でも、碩学から憲法の話も聞ければ、自然科学の話も聞ける。そういうことに幾らでも又やる手が残されていると私は考えているものでござります。そういう意味で全体の教養を高めない限り日本の社会はよくならない。その根本になるのは教育である。だから教育にはもつと政府の……私が政府に属していてこういうことを言うことは甚だ不穏当ですが、社会の本当の意味の教育にもつと力を注がなくちやいけない。一般のことと犠牲にしてでも教育をやるべきだ。すぐ効果は現れませんけれども、私はそれが一番国を盛んにするものじやなかろうかといふうに考えております。

○楠見義男君 今の文部大臣のお考えよく了承いたしましたが、そのお考えをこういう機構改革の際にどういうふうに実際の教育の面において織込んでおられるか。若しそういうものがありますればお伺いしたいというのが私の質問の趣旨なのであります。

○國務大臣(天野貞祐君) 機構改革に際しましては、これは私は文部省の先ほど申しました官僚諸君が多年の体験によつてやりやすいようになると言われる、そういう点に重きを置いた機構改革でございまして、それは仕事がやりにくければ到底やれないのでありますから、今の機構改革というものはそういう段階にとどまつてゐるということを申上げておきます。

○楠見義男君 大学のエキスデンションの問題についてお話をございましたが、私も全く大臣と同感で、是非これは拡大して行くべきものだと思っております。そこでサイエンスとプラクティクの問題なんですが、特に初等教育

においてもその必要があると思います。けれども、なんかくんだんく上つて参るに従つて、高等学校あたりにおいては特にサイエンスとそれからプログラティスということは、実際の学校教育の場合においても十二分に取入れて然るべきぢやないか。こう思うのであります。が、それはまあ実際はどうぢらかと言えども、画一的な高等学校制度になつておつてなか／＼それがうまく行かない。そこで現在の普通科高等学校における教育の場合に、今のプログラティスとサイエンスの採り方はどういうふうにお考えになつてゐるのかということが一つと、それからもう一つは特別教育と言いますか、特殊教育学校と申しますが、専門的な学校がたくさんござりますが、こういふものの設置方針ですね。これはどういうふうにお考えになつてゐるのか。その二点簡単でございまますがお伺いいたします。

小学校の上級あたりから中学校の初等あたりでタイプライターを教えていた。それは日本ではなか／＼困難でしょうが、そういうふうに教育と実際の教育という面を非常に重視してやつてゐるわけですね。こういう意味からこそ、これは特に日本においてもそういうことは必要じやないか。

○國務大臣(天野真祐君) 今度の新学制の精神と申しますのは、一般に教養を高めると、いうことが新学制の精神であります。これは大学でもすべて教養をと、いうことに重きを置こう。だから文科の者にも理科の大体の考え方がわかるようになる、理科をやられるかたにも歴史とか憲法とかそういうようなものでもわかるようにして、いうよ／＼な一般的教養を重んずる、いうのが新学制の精神であります。それで例えは中等学校のお話がございましたが、中等学校でも從来の中等学校は、一方には大学を将来を目指して行く、高等学校を目指す生徒と、他方には中等の工業学校とか商業学校でやめてしまう生徒、こゝいう二種類が、從来の日本の生徒にはございますけれども、これは非常に私は欠点がある。若いときにもう供給を希望を持つのに對して、一方の生徒は、将来帝大に進むのだ、という非常に希望を持つのに對して、一方の生徒は、もう自分たちはここでおしまいなんだ。こういうことはいけないから、それでそういう裏小路をとつてしまつて、そうして全部の学生に、行きただければいつでも大学へ行ける。けれども同時にその土地の特殊性に従つて、農業を主にする中学、工業を主にする中学校といふようなものはあつてもいい。高等学校についても同じであります。

そういうような特殊性を持たせよう、又どちらでも皆上に行ける。同時にそういう特殊のものでも、一般的な教養ということを重んじて行きたい。ここで補見さんと私の考え方いかがかと思ふのであります。私は子供のときこそ、ういうプラクティスということを教えていた。ただ銀行の事務さへやれればいいんだ。こういう人間にしては困る。例えば中学を出た、そうして銀行へ勤めた。ただ銀行の事務さへやれればいいんだ。このままでは困る。中学校を出した子供が銀行へ勤めながらも日曜日に工場へ勤めた、ただ工場の道具の一片になるといふのでは困る。中学校を出した子供が銀行へ勤めながらも日曜日には漱石も読むとか、又音楽に対しても興味を持つていて、要するにそういう人間を作りたい。そういう観点からプラクティスということにも余りに偏せず、どこまでも人間を作つて行きたく。こういう趣意で考えているわけでござります。昨今私の考え方、非常に一部には誤解されて、私がえらく漢学でもやらせるよくなことまで言います。が、決してそうじやないので、高等学校を出て銀行に勤めた、会社に勤めた、その人たちが何にも日本のものは読めない、漱石はおろか武者小路さへも読めぬ、こういう人間になつてしまつては困るから、私は何か読める程度のことは高等学校でやつてくれんか、こういう趣意であるということを附加されることをお許し頂きたいと思います。

はかの局の、大学学術局の所管事項になつておつたようですが、先ほども育英制度のお話もありましたが、私費による在外研究という場合の必要を随分感じておられる向きもあると思ふのであります。具体的にこの私費による在外研究を援助するということについて、どうしたこと今までやつておられるのか、又今後やられようとしているのか、この点について御説明をお願いしたい。

○政府委員(相良惟一君) 従来在外研究員と申しますと、殆んどすべて公費によるもので、これは昭和二十七年度には四千四百万円の予算を計上しておりますが、私費によるものにつきましては、その中にはいろいろのものがあるわけであります。が、海外の大学などに、ヘロシップによって滞在費を必要とするわけでござります。これにつきましては、アメリカと日本との間の文化機關と申しますか、フルブライト委員会といふものがござりまして、これは渡航費だけを援助するというような仕組になつております。現在では予算措置が余り十分ではございませんけれども、渡航費を援助するというような方法などによりまして自費の研究制度を助長して参りたいと考えております。

○補見義男君 私これを伺いました趣旨は、今お述べになりましたように、官費だとか或いは公費による人は相当惠まれておるわけでありますが、自己による人、特に芸術家においてこの必要が随分あるのじやないか。具体的に

申しますと、例えば画家、外国のよう
に画商というものが非常に発達してお
りまして将来性のある若い人を、将来
を楽しみに育てて行くということを非
常に、勿論公私の援助が尽くされてい
るわけなんで、日本では有名にならな
いと、その人たちは食つて行けない。
有名になれば歎賞と絶賛だけでも
どん売れで行くけれども、伸びる間の
育てるという人が殆んどいない。従つ
て特に自費による在外研究という言葉
が表われているから、実は私従来のこ
とを知らないのですから、従来或
いはやつておられたのじないか。若
しやつておられたとすれば、将来は更
に拡大してもらいたいという希望を申
したい緒口に質問をいたしたのであり
ますが、実際は今殆んどやつておられ
ない。この点は従つて希望になります
が、是非こういう点は文部省としては
取上げて大いにやつて頂きたいとい
うことだけ申上げておきます。

○國務大臣(天野寅祐君) 現在も受入
態勢が全くないと私は言うわけでもございません。又エクステンションの企
てもないといふわけではございません
が、不十分だということを申上げたの
でありますから、誤解のないようにお
願いいたしたい。更にこれが拡充され
るようには非予算的な措置もいたし
たいと思っております。

○松原一彦君 一つお伺いします。た
くさんお伺いいたしますが、
これは場所が違いますから省きまし
て、文相が非常に御苦心なさつていら
つしやる大学教育のエクステンション
は非常に結構で、通信教育によつて、向
学心に燃える地方の青年、若い人々に
機会を与えることは非常にいいことで
すが、あの中に面接教育という期間が
区切つてあって、夏などになりますと
小学校の先生、県庁の若い吏員、その
他のものが二ヵ月間東京に来て非常な
苦労をするのです。その費用も又厖大
です。全国のものが東京の最も非衛生
的な狭いところに押込んで来て、机の
上に寝るとか廊下まで寝てやつてお
る。これは私は非常に氣の毒に堪えな
い。何とかこれは大臣は、機関を通し
てでしようが、助言と援助をおねえ
になることができるのです。ありますか
はないものでしようか。地方

○國務大臣(天野貞祐君) 松原さんのお尋ねは通信教育のスクリーニングの点であります。これは例え慶應などの場合には育英会でその補助をいたしております。私はそれでかなりの補助をいたしておるつもりでござりますが、併しよく調べまして、それも不十分のようでしたら、何か措置を講ずるようになります。

○松原一彦君 そういう意味ではないのです。通信教育だけではあの教育が完成しない。一年に六十日間の面接教育という課程が入るのでですが、これも頑学に面接して教育を受けるといふことは、それは知識を広めるばかりじやないからよいと思いますが、これが六十日間といふように限られておるため、真夏の暑い中を金も使い、苦労をして東京に殺到する、居るところもない、寝るところもない。私は何かこれは地方の国立の大学の講堂でも貸すとか何とかいうことをして、私立の人々がやるにしましても、私立大学が出張してでもやるといったような将来御丈夫を願つて……。あれで見ておりますと、県庁の役人など非常に多い。資格も取らなくちやならないし、教員が非常に多い。過渡期でありますから、何か今後御工夫を願いたいという希望を申上げておるわけであります。

○上條愛一君 簡単に私大臣に一つと、政府当局に一点だけ御質問申上げたいのですが、今の教育の問題に関連いたしまして、育英資金や通信教育その他いろいろ、教育が行なわれているのですが、今最も日本の中で教育に恵まれない人々は勤労者があると思われるわけであります。それで勤労者の教育については労働省が主として主管されて

おると思ひまするが、文部省にも社会教育局があつて一般の国民の社会教育に尽力されておるわけであります。専修大学などには中央労働学園があつて労働者を中心とした教育を進められておりますが、イギリスなどにはラーキン・カレッジなどがあつて、相当高い教育が労働者にも与えられているわけであります。が、日本にはまだそういう施設というものは少いと思いますが、文部大臣といたしましてこの大学教育その他を開放して労働講座或是夜間講座などによつて、労働者に教育施設をして行くというようなお考えがありますかどうか、その点を伺いたい。

教育関係職員の任免、給与その他の身分取扱いに関する制度について企画し、並びにこれらの制度の運営に関し、指導、助言及び勧告を与えること。」これら新らしく一項入つておりますが、これは主として從来教育委員会の扱いの問題の事項が含まれておると思いますが、ここへこういう一項を入れて勧告もする、こういうことになつておりますが、そういう一項を入れる必要性について御説明を願いたいと思います。

○政府委員(相良惟一君) 公務員であつて、教育行政、或いは直接教育に従事しております職員を、法制上の用語といたしまして、教育公務員と称しております。教育公務員につきましては、國家公務員法と地方公務員法の特例たる規定の教育公務員特例法という法律がございまして、この法律は昭和二十四年に制定されました。この法律は、要するに教育公務員がその職務と責任において非常な特殊性を持つている。それ故にこういう法律を制定したわけなのでございます。で、その法律の運用、その法律の内容はそこに書いてありますように、これは「地方公務員たる教育関係職員の任免、給与その他の身分取扱いに関する」ものがその内容でございます。この法律の運用等について、地方教育当局等に勧告をするようなことをここではつきり根拠づけたというわけでございます。

○上條愛一君 「勧告」ということの内容がどのような勧告に従うといふような意味において、勧告という意味がどの程度の強いものを持つてゐるか、伺いたい。

○政府委員(相良惟一君) 御承知の通り文部省と地方教育行政当局、主とし

て教育委員会でございますが……、
は上下命令、監督の関係がございま
るので、助言並びに指導であるとか、
殊に給与その他の問題について文部省
のほうが勧告をするというようなこと
は、具体的に從来もございましたし、
今後もしばらく起るであろうと、いうふ
ことが考えられるわけでございます。
○上條愛一君 これは主として旧法の
第十五条の三号と多少関連しておると思
いますが、これをこういうふうに
第八条の第三号に持つて参りましたの
に対して、御質問する趣旨は、何かと
思われるという、教育行政に対する
中央がやはり権限というものを強め
て、官僚行政の色彩を強める結果にな
りはしないかという懸念がいたします
ので、今御質問申上げたのですが、
そういうことにはなんらんわけですか。
○政府委員(相良惟一君) 今までこうい
うような規定がはつきりしなかつた
のを、今度置いたということにおい
て、かような御懸念が生ずることも考
えられるのであります。が、例えば国会
等から教員の給与の問題等につきまし
て、常にその措置をこの国会等で求め
られるのは文部大臣でございます。で
文部大臣は権限がなくて責任を問われ
るというような結果にも從来しばく
なつていたわけでございますので、こ
ういうところを文部大臣も、教員の、
教育関係職員の給与、或いは身分取扱
い等について、少くとも勧告はできる
のだということをここではつきり説
たわけでございます。

午後二時一分開金

○委員長(河井彌八君) それでは文部省設置法の一部を改正する法律案は、御異議がなければこの程度にとどめまして、一時まで休憩したいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長(河井彌八君) ではさように決します。一時に開会いたします。では休憩します。

午後零時五分休憩

午後二時一分開会

○委員長(河井彌八君) 休憩前に引続いて内閣委員会を開会いたします。自治廳設置法案及び自治廳設置法の施行に伴う関係法律の整理に関する法律案を議題といたします。

○栗橋赳夫君 お尋ねいたしますが、私はこう思うのですが、国家財政と地方財政、それから私の財政ですね、これが均衡を得ないと経済の再建もできねばいわゆる安定はできませんと思うのです。中央の財政が非常にラフに考慮されると地方の財政は浮いてしまう。又地方の財政が非常に乱脈になるとその整理は金融或いは私の財政のほうに行つてしまつて動きが取れなくなる、そういう面において中央の財政を扱う大蔵省と地方の財政を扱わえるこの地財委及び自治廳、この従来の関係を見ましても機能的に見て地財委と自治廳関係といふものは非常に地方まで根が届いておらん。内務省時代の財務局とかあいうもののように下まで届いておらん。いつも私は敗北をなさると思ふ、敗北と申して差支えないとと思う

です。それじや併し国は成立つて行くのであります。この機会に是非自治庁と地財委の関係とを強固のものにして行く、十分中央の財政と相対で話ができるようにしていたいと思うのですが、それには財源或いは税源その他の公平な再分配ということもありますから、私は併しこの点は別に問題として、自治庁と、それから今度審議会ができるまでは、地方財政審議会、この権限は先ず一番にこれでいいのですか、私はあなたがた自身にお尋ねしたいのですが、如何ですか。

○政府委員(松村清之君) 従来は地方財政委員会という独立の行政委員会がございまして、ここで地方財政の問題を扱つておつたのでございますが、私は地方財政に關しまする一番問題は國かから出しまする平衡交付金の問題であると思ひまするが、これの總額の確保につきまして、成るほど地方財政委員会では内閣とか国会とか勧告はできるのでございまするが、直接に閣内にある大臣が全責任を背負つて発言いたしまるほうですが、財政平衡交付金の總額の確保につきましてはよりいいのではなかろうか。現在の日本の議院内閣制度の建前から行きますとそのほうが強力な發言の機会を得るのでなかなかうか。こういうふうに考えまして、今後は地方自治廳長官である大臣が地方財政についての直接の責任を担当するよう改正いたしたのでございます。

○栗橋赳夫君 私はその趣意はわかるのですけれども、実を伴わなければならんのと、権限その他について私は非常に中央の財政のほうからの圧迫を受けていると思うのですが、一体先づこ

○國務大臣(岡野清麿君) 私過去二ヵ年を地方財政を担当しているという形におきまして事務を見ておりましたのですが、あの建前としては、私は悪くないと思つております。只今までの財政委員会。ところが理想に過ぎないのじやないかといふことを感じましたことは、あの委員会といふものの立場から非常に強力なるものであつてある。そこで強力ということがどこにゆえんしているかと申しますと、独立して、内閣並びに内閣を通じて国会を質を加えたはうがいいと思うのです。そうしてその代り大臣を束縛するといふような法論が出て来やせんかと、こう思うのですけれども、併しこの尊重しなければならんというのであればこれはいいんじやないか。或いは國務大臣がむしろ決議機関的のものにすれば会長になると思う。諮問機関にすると自分が自分に諮問をするということはあり得ないと思うのですから、そしてやはり補強工作をする必要はないのかとお考えにならんかと、こういうことをお尋ねしたい。もう一度申しますよ。今の点で、大臣が発言できるようになるのは確かに非常にいいことであります。私の申すことは、大臣は不賛成ではないと思うのですが、直接ですね、地方の財政について責任を負い権限をを持つて、開設その他国会に対しても委員会ができる様にしなければならんとする点は、大臣どうお考えになるか。今までの御経験によりましてもどうお考えになりますか。

に意見を出すということが最も強力なりえんなのであります。ところが施行しました実際を見ますと結局国家財政委員会は意見を出せと申しますけれども、さて中央地方を通じまして、国家財政から仮に申しますれば平衡交付金を出すというような場合にやはり予算にいろいろ制肘を受けています。これはもう御承知の通り地方の一般が非常に困りまして、そうしてこうしなきやいかんとか、財政委員会は意見を出せと申しますけれども、さて中央地方を通じまして出る金はやはり国民の納税から出しているものですから、その納税によって出て来たところの資金といふものは、やはり血税を払つてある納税者の意思によく副うように、国家が中心となつて或る程度の犠牲をしていかなければならん。こうしたことになりますと、私も取次をしまして、閣内において地方財政委員会の要求をできるだけ満すよう努められて来たわけでござりますけれども、併しそれがどうもうまく行かない。それでうまく行かないからと言ふので、今度は委員会が独自の立場を以て国家に意見書を出して、そうして制度としましては二重予算の形において国会の御判断を願うということになるのであります、併し考えてみますと、第一の政府は大体において多數党がこれを組織することになります。そうしますと、一つの政府の考え方といふものは多數党の意見が反映しているものと考えます。それから又国会において多數党の意思が大体において国会の意思となることになると思います。それがども、内閣を通じて議会に意見書を出すという効果が甚だ薄くなる。

それからもう一つは若しこれが自分自身の本当の責任であるということとござりますと、閣内において有力に意見を主張し又職を賭してでもやれる見の立場では職を賭してもこれは何にござりますと、閣内において有力に竟争しないことでありまして、財政委員会からの取次をしたということだけのございまして、どうも私が不熱心……それは熱心にやつているつもりでも不熱心に見られます。併し非常に一生懸命にやろうと思いましても、自分自身の責任においてやれるということと人様のお取次をしてそうして閣内においでやるということには、おのずから私は人情上差があるのじやないか、こう考えます。でござりますから、若しありますことならば今の財政委員会のいところは捨てないで、そして責任は自治庁長官が背負つて、そうして閣議で有力に発言する。即ち間接方法を取らなければ、国会に意見をぶつけて裁断されないで、国会に意見をぶつけて裁断させると言いますよりは、そこまで行かないいうちに我々が責任を負つて、十分なることを地方財政のために尽してやる、こう考える次第でございます。今回の制度の改革もそういう趣旨を織込んでやつておられることは私よく知りますので、それで申すのです。が、私の意見にもなりますけれども、これは大体平衡交付金制度とか、そのもつと根本を遡れば財源というか税源といふものをもう少し再分配しなければこれといふのはいかんことだと思うのです。併しこれは根本問題であつて非常にむ

すかしい問題も控えておりますので、それならば平衡交付金を主として、これから又政府資金の運用部の資金をして地方、中央の配分をなさるところででやるならば、これは私はどちらもあります。でもあります、私もその経験がありましたが、今度で言うならば経済委員会と議院を通じての、地方財政、中央財政の編成の仕方の基本的なところを大体定めて、それによつて中央のほうは大臣がやはり責任を負うし、従つて施行権も与えられることになつた、これは非常にいいことだと思います。ただその裏付をするために地方財政の審議会というものがあるわけであります。これは地財委とは非常に意味が違つて来ておりまして、諸問機関になつておりまして、これが或る場合には相当の決議機関というところを若干持たずといふことはできないものかどうか、こう考えておる次第でござります。

ましては、これは成るほど政党政治が非常に腐敗してしまったと自治庁長官が勝手気儘に平衡交付金の増額の見積りとか配分とかいうことを不公正にやるということは考えられないでもございません。けれども私の考え方としては、そういうようなことをする大臣は、これは世間から指弾を受けて到底職にとどまるものでないことになるし、又これがあら少しひどくなれば内閣全体の責任といたしまして総辞職しなければいかん。そこまで行かなくとも民主政治であちらこちらから御批評のある世論の政治に変つて来るのでござりますから、いわゆる独裁じやないのござりますからそういうことは杞憂に属するのじやないかといふこと、それからもう一つは私の考えますには、若し大臣をして責任をとらせるならば、その中に自分自身がどうしても意思を反映することができない議決をほかの人々にせられて、ただこれを自分自身が実行して行く義務だけを実はやらなきやならない。こういうことになりますと、やはり今的地方財政委員会と同じように、何か自分の責任ある職責を全うするのには少し足りないような感じがございまして、できるならば、その審議会はその過半数が地方公共団体から選任されたところの委員によつてきておるのでござりますから、その過半数が地方の意見を十分主張しまして、そしてこういうふうにやらなきやならんといふことで、道義的の責任を長官に負わせてそれを逃れることはできないのであります。もし議決機関でありますなら

ば、その五人はどの委員が、何か特殊のこともござりますまいけれども、自分自身でお考えになつたことがいいと思つて、そして或る意見を決議してしまつて、そうして大臣はそれをそのまま一つの制肘を加えられる。同時に自分が主張する根拠を確かなものに自身が主張する根拠を確かなものにする、こうう感じがしますから、責任を明確にするという意味におきましては、やはり議決機関というものでなくて、議問機関にしておきたいのです。又部内の統制をとりまするにつきましても、大臣の下に大臣を制肘するところの議決機関があるということが、私は仕事の運営上いろいろな支障が今後出て来るのじやないか。こう考へまして、議問機関とし道義的責任を負わす、そして十分これを尊重しなきやならんというよな建前にしまして、大臣の善處を望む、こういう建前で今回の改正案を出した次第でござります。

○栗橋赳夫君 無論國務大臣を離れて他の者が国会に責任を負うものではないが、それほどに國務大臣の権限を制肘するというよなことの意味において私どもこの審議会の性質を議論して私どもこの審議会の性質を議論しておるのではないのです。或いは行き過るのではあるまい。結局それはどうかといふと、私は考へましたと私の立場から申しますと責任逃れすることはできないのであります。もし議決機関でありますなら

のじやありませんけれども、昔の内務省は各都道府県からして内務省に直結しておつて、そして初めは財務課です、後には財務局です、こういうものがあつて、一團の下に地方財政を把握することができますと、長官としての判断にまつて、そうして大臣はそれをそのまま、う呑みにしなきやならんというこまつて、そこで大臣はそれをそのまま一つの制肘を加えられる。同時に自分自身が主張する根拠を確かなものに思つて、そして或る意見を決議してしまつて、そうして議に付してすることには、うなり口を私は決して言うわけじやありませんけれども、今においては把握力が非常に弱いと思います。そこでこの地方財政のほうは財務まで把握するようだ地方の局などもできておる。更に各県にも直つておりますので、そこの県の知事その他はすぐ把握できる。これは中央のほうじやその把握ができるに各県にも直つておりますので、それがいるの主張の点においても現われて来る、議論の上においても現われて来る、こう私は事実上思つておるのです。その把握力の弱さがいるの主張の点においても現われて来る、こう私は事実上思つておるのです。その意味においてこの審議会といふものを見れば、審議会はいづれこの地方自治団体の代表者が相当来れておられるでしよう。それを地方自治といふ建前から申しまして、この指揮系統とかあるいは行政組織の系統において直接につかまえることが書いてない、委員を通じてもつかみ得るような方法は、その通りに決定を下すことができる、又説得することができないといふことになりますと、私は今の制度と余り変わなくて、府県一本化といふことになり得ないのじやないか。これはまた御質問至極御尤もでございますから、見方の相違のよな感じがいたします。

○栗橋赳夫君 この会のお答えの中には、十七条ですか「地方財政審議会の議に付し、その意見を尊重しなければ」ならない、これは単純なる議問機関といふよりも少し技術上において強い、或いは政治的において強い審議機関だ、こういうお答えを得たわけであります。あるいは事務のかたにお答えを願つておられる次第でござります。そういう意味においてこれに大体においては議問機関であるけれども、或る種の場合においては決議機関的な性質を合せ加えるといふことができないものかどうか、こういうことをお尋ねした次第であります。

○國務大臣(岡野清壽君) これは私もよくその何を存じませんのですが、いろいろ書き方があるのだそうです。そういう審議会のよなものには「議に付する」とか、「議に付して、これを尊重しなければならない」とか、これはいうものを設置されるにつきましては、地方の財政、ことに都道府県との連絡を地方自治といふ精神の上に立脚しておつたわけですが、これらの点にお尋ねしたのですが、昔の財務局は、じやこれはそのくらいにして、次に移りたいと思います。

○栗橋赳夫君 この会のお答えの中には、十七条ですか「地方財政審議会の議に付し、その意見を尊重しなければ」

かと思うのですが、たま／＼自治庁と自治制度が憲法施行後生まれましてから中央政府と都道府県或いは市町村といふものとの関係でございますが、これにつきましては、只今お言葉にもございましたように、自治といつつの基本的な線を守りつつ中央と地方との間の関連を考えていくことでありまして、従来のいわゆる指揮監督といふようなさような形で国と地方公共団体との間の関係は考えられない、根本の建前になつておるわけでありまして。要するに国と地方公共団体は、いわば或る対等の立場で相互に共同して國全体の発展を図つていく、こういうような立場にあると思うのであります。で、地方自治行政についての、或いは地方自治財政についての中央における任務、役割というものは、今日この平衡交付金の額の決定、或いはその配分、或いは地方税につきましての各種の技術上の指導といふような問題になるわけですが、これらの点につきましては、古い中央政府の機構としては内務省があり、内務省の省内に財政課といふようなものがございまして、財政關係はそこで一元的に處理いたしておつたわけですが、併し今日の中央と地方との関係においては非常に複雑多岐な、いわば関係になっておるわけでございまして、従来

の」ときさのような組織ではなか／＼全体の調整をを計るということは困難で、二、三、ます。

そこで、今回地方財政委員会なり或いは地方自治局なりが合体いたしまして、自治廳といふものを設けようといふ政府の案でござりますが、これによりまして然らば如何なる形で都道府県、市町村とつながるかということでおござりますが、これはまあ地方自治廳としては、府県なり市町村の財務について検閲をする、或いは監査をするというような権限が地方自治法上与えられておるわけであります。かような考え方の限度において可能になりましたところの地方財政の運営の合理化改善というものを図つていくということになりますが、自治廳に与えられた任務の一つになると思うのであります。

○栗橋赳夫君 もう少し突つ込んでお尋ねしますが、或いは自治廳側でなしに都道府県全体を代表する都道府県側において連絡事務所のようなものを東京へ作るとか、或いは都道府県だけで一つそれから市で一つとか、或いは町村で一つと いうようにおの／＼作つて、そうして自治廳と連絡させる。それはそれでいいわけですが、そういうようなことが考えられているかどうか。

○政府委員(鈴木俊一君) 只今御指摘のような都道府県の連絡事務所を東京に置く、或いは五大都市等におきましても同様な連絡事務所を置いているわけでござりますが、さような地方団体の側から一つの常駐的な連絡機關を東京に置いて、自治廳なり或いはその他の関係政府機関との連絡に当るといふのも、これは一つの慣行いたしまして終戦後実際の実情からさようなもの

が、この中央の財政を扱つておりますが、大蔵省は、すぐ数字的把握が地方の状況においてもできるのであります。今はよほどお馴れになつたろうと思ひます。ですが、私どもが若干關係しておりますが、その数字の把握ができるなくて、常にあつたのです。これはこの制度において何か今度は自治厅の中ではなくて、或いは別の所において何かその連絡を、つまりこの自治厅の機能を完全ならしむるための裏付けのほうの今度は都道府県側の設備として何かができるのではないかと思つたのであります。これが、これがないのであります。これは十分お考えなさらんと人形を作つて魂が入らんということになつて、やはり依然として中央側の把握の早い数字のためにいつも地方財政が損をするというこの制度自体にはなりません。これはこの制度自体にはないのですがお考えを願いたい。技術上でもよい、更に制度化されればなおよいと思います。

○栗栖赳夫君 そうしますと、あれは昔は一年以内の短期債の借入は起債の形をとらなかつたこともあるのです。ですが、今はどうなつておりますか。

○政府委員(鈴木俊一君) 年度内の問題といたしまして、一時借入をいたしましたものはここに申します地方債の中に入らないわけでありまして、施行の許可を必要としないのであります。が、二年度以上にまたがりますものにつきましての問題を本号でさせておるわけでございます。

○栗栖赳夫君 たとえばいわゆる短期借入の年度内の場合ですが、これはたしか五月末日までに返せばいい、今もそうじやないかと思いますが、そういう場合において何かこれは自由に借入を許されるかどうか。余りにそれが厖大であつて返済ができるような場合においては、何かそれに注意を与えるとか差とめるという権限がどこがありますでしょうか。

○政府委員(鈴木俊一君) 一時借入には結局年度内の予算の執行の上におきまして、支出に対し歳入がこれに伴わないということのために暫定的に一時借入をいたすわけございまして、現在の地方自治法なり或いは地方財政法の建前といたしましては、かような一時借入に対することをチェックするという方法は一般的にはないわけございますが、ただ資金運用部資金のいわゆる短期融資というようなことで、将来は長期債に切替えられることを予定しつつ年度内償還という意図で資金運用部資金を貸付けるということがあつるわけでございますが、かような場合

○栗橋赳夫君　そうするとそれで大体わかりますが、昔と余り變つておらんと思うのですが、今度は政府資金運用部とかいうようなものの資金でこの地方債の引受をしてもらうのじやなしに、公募ということが最近問題になりつつあると思うのですが、つまり市場においてこれを募集するということではありますか、その場合におきましてはやはりこの五の規定にはまるのでしょうか、どうでございましょうか。

○政府委員(鈴木俊一君)　いわゆる一般市場で募集いたしまする公募債でございますが、これにつきましてもやはりこの五に該当するわけでございます。

○栗橋赳夫君　そうしますと、この公募の場合には市場資金というものは一定の量でありまして、国債も出るようになりますようし、地方債も出るようになりますようし、社債も出るようになりますようし、非常に醜態あるとなる、株式の募集もある、今の証券信託の投資証券も出る、こういうようになつてひとしく財蓄の増強でありますのが、非常に醜態ある場合があると思うのであります。そこで昔はこの地方債を公募なさるとかいうような場合にはこそざらのことと大蔵省に相談なさる、大蔵省では地方債課といふものがあります、そうしてそこで連絡し更に日銀とあつたのであります。それが殊に円満に発行し地方の財政を豊かにするとか大阪市債であるとかそういう大きなものについては殊にそれが必要であったのであります。それが殊に円満に発行し地方の財政を豊かにするという手段に用いられたのであります。これは許可ということになつてといふ

となるわけでございます。さような関係にまあ考えておるわけでござります。

○鈴木直人君 まあ現在の組織は審議会の委員長がまあ自治庁長官と同じような地位にあるわけですが、ところが先ほどの説明によりますると、例についてみれば財務部長、課長、係長、係員といふものがある。それは自治庁長官の補佐機関としてあるわけですが、それをそのまま五人の委員の補佐機関として組織されるということになる場合には、そこに頭が二つあるような関係になる。それをどういうふうに調整するかということをまあ憂慮するわけですが、今の説明によりますとそうではなくして、審議会の事務局のようなものが別にでき、そして何人かの事務局員が専門に委員の命を受けて、審議上必要とするところの仕事を平素や審議会としての特別の専任事務局を設置してやるのか、それとも地方自治庁の組織をそのまま運営して行くのかと、いうことをもう一度はつきり説明して頂きました。

○政府委員(鈴木俊一君) 先ほどの御答弁で若干明確でなかつたようですが、自治長官が定めました職員として例えば財政部長でありますとか、或いは財政課長でありますとか、或いは財政課に勤務いたしますする特定の職員、こういふものは地方財政審議会の事務の運営に従事せしめる、こうしたことになりまするならば、それらの人たちは一方において財政部長なり

あるいは財務課長としての仕事をいたしますると共に、又審議会の命ぜることに従つてその事務を掌るということになつて、これは専従いたしまする職員といふものがあつてもいいわけでござります。併し必ずさよないわゆる一人二役的な形にのみ限りませんで、実際の必要に応じましては、これは専従いたしまする職員といふものがあつてもいいわけでござります。この点は自治庁長官が実際の運用の状況を考慮されまして適当に定められるところであろうというふうに思つてあります。

○竹下豊次君 地方財政審議会の問題につきましてお尋ねいたしたいのであります。私が遅れて参りましたのでもうすでにほかの委員から御質問があつてお答えのあつた点がありましたらそのことをおつしやつて頂きますればはれはどういう事情か。現在の仕事の関係と比較しまして御説明下さいまして、非常にいいという理由をお示し願いたい。

十五条の六項に「委員は、非常勤をする」と書いてあります。現在は常勤になつておると思いますが、これは私たちは札を起して出欠はつきりわかることになりますが、この委員はどういうことになつておりますか。

○政府委員(鈴木俊一君) 定例的に会合いたしますその日などをおきめにしていると思いますが、そのほかにもやはり常時御出席になつておられると考えております。

○竹下豊次君 委員会はそうすると一週間に何回とか、定期日があるということですか。

○政府委員(鈴木俊一君) 二回定例日を定めておられます。

○竹下豊次君 二回。二回のときの出席は如何でござりますか。大抵皆さん御出席になりますか。

○政府委員(鈴木俊一君) 皆御出席になります。そういう考え方から委員は常勤ということになつておるわけですが、今までこの執行によるいろいろの事項を決定するだけございませんで、それ自体が行政の執行機関であるわけですが、今度この政府案にあつては、地方財政審議会は、か

る地方自治庁長官が、一定の財政に関する事項を定めます場合に、そろに従つてその事務を掌るということになると思うのです。併し必ずさよないわゆる一人二役的な形にのみ限りませんで、実際の必要に応じましては、これは専従いたしまする職員といふものがあつてもいいわけでござります。このたびにその意見を聞くと、かような運営の状況を考慮されまして適当に定められるところであろうというふうに思つてあります。

○竹下豊次君 現在常勤の人たちの出勤状況はどうですか。毎日五人ですか、毎日出勤していらっしゃいますか。○政府委員(鈴木俊一君) これは私は非常勤の仕事をしておりますが、現政委員会のほうの仕事をしておりませんのでよくわかりませんが、原則として御出席になつてもらっていると思いまして御出席になつてもらっていると思いましてお答えのあつた点がありましたらそのことをおつしやつて頂きますればはれはどういう事情か。現在の仕事の関係と比較しまして御説明下さいまして、非常にいいという理由をお示し願いたい。

○委員長(河井彌八君) それは先刻出ましたから……。

○鈴木直人君 先ほどのに関連してお答えのあつた点がありますが、そのほかにもやはり常時御出席になつておられることがあります。そこで御説明下さいまして御意見を伺う、これまで常時御出席になつておられるところの職員が決して出欠はつきりわかることになりますが、この委員はどういうことになつておりますか。

○政府委員(鈴木俊一君) 定例的に会合いたしますその日などをおきめにしていると思いますが、そのほかにもやはり常時御出席になつておられることがあります。そこで御説明下さいまして御意見を伺う、これまで常時御出席になつておられるところの職員が決して出欠はつきりわかることになりますが、この委員はどういうことになつておりますか。

○鈴木直人君 私はこの案についての

調査をとるという方法をとるのかどうか。若しそうすれば頭が二つあるようになります。別に出席率が悪かつたからそれをとがめるとかいう意味でお尋ねしているわけではございません。

○國務大臣(岡野清義君) お答え申上げます。私はその点におきまして、執行機関である行政委員会といふものに少し疑惑を持つておる次第でございまして、内部関係の委員、審議会がであります。別に出席率が悪かつたからそれをとがめるとかいう意味であります。と申しますことは、今までそういう方財政委員会が独立した立場をとつておりますが、それから委員会を今度おやめになります。私はその点におきまして、執

つと命令されて下がそれを以て何か案を立てるということではなくて、実はその部下においてますところの職員がすべての仕事をしまして、そうして結論が出ましたのを委員会にお目にかけたとして委員会で御意見を伺う、こ

ういうことに事實上はなつておるのでありますから、第十七条に規定しておる事項については、自治長官までいわば決裁を経て、そうしていよいよそれが決定するという際に、この審議会にかかるというような運びになるとすれば、非常勤の五人の委員といふものは、原則的にそのときに召集を受け、平素殆んど事務に当らないというような形にあるこの五人が、その決定した書類を見せられて、そうしていろいろな意見もあるでしようけれども、併しながら完璧な調査の上に立つた意見としては、それはあり得ないかも知れませんが、そういうような意味になればその審議会の委員といふものは、

実は殆んど有名無実のようなものになりますが、この委員といふものに対する意見から今質問しようとしているのではありませんが、曾つて地方財政委員会ができるときに、行政機関

であるところの委員会は、会長が国務大臣でもないということにいい点もあるおいて責任を負うというようなこともできぬけれども、閣議に出席して答申するということもできませんし、国会でいう行政機構の中に国務大臣を入れて、そうして国務大臣を会長にして行つたほうが非常にいいのではないかと、これは前の木村国務大臣にも何回も話したことがありますけれども、遂にそれが実現されなかつたのであります。ですが、委員会をそのままにしておいた場合に国務大臣をその中の一人に入れてしまうとして國務大臣がその委員会の委員長になる、というやり方によつて今の調整がとれるようにも思うのですが、その点についてはどういうふうな御見解ですか。

○鈴木直人君 成るべく簡素化すると
いう点から見て、すべての行政機構に
そういう行き方が盛られておるわけな
いですが、ただそういう場合に財政審
議会といふものの機構が全く、何と申
しましようか、殆んど成案ができた場
合に招集されてそうしてそれにかけら
れて、会長は國務大臣でない会長のよ
うですけれども、そういう五人の委員
会がそこで案を擬せられてそうしてま
あそれで終りというような形になるよ
うでありますから、どうせ審議会の
ようなものを置くのであるならば、私
が申したような委員会にして、そのう
ちの一人を國務大臣が担当してその会
長をして行くというようなことが、命
令系統なり事務を執行する上において
も明確になつて都合がいいのではない
かという見解もあるわけですから一応
御意見をお聞きしたわけです。

○國務大臣(岡野清蒙君) お答え申上げます。そういう点が非常に弊害だと思いますが、併し御承知の通りに平衡交付金法と申しますものはまだ実施後日が浅うございまして十分に完成はしておりませんけれども、あれはそういうふうないわゆる請託によつてその方面にたくさん行くというようなことがありましたならば、たとえ財政委員会がありましても五人のひとにこれを請託して来ればやれるわけでありますので、その弊害を防ぐために平衡交付金法には相当厳格な規則を設けまして、そうして客觀情勢によつて何人がどういうふうに議論をして來ても、ちゃんと公正妥当なる分配方法というものを詳しく述べておる次第でござりますから、それを動かして、自由党の知事だから、今自由党の内閣だから持つて行けばうんともらえるというようなことは今ではもうできないような制度になつております。それから又委員会の規則は今までのところでは實際についてよくわかりませんものでしたから、財政委員会そのものが自分で作った規則によつて、分配方法即ち単位費用であるとか補正係数であるとかいうふうなものを作らしておつたのでございませんけれども、これは実施事情がわかるまでの間ということになりまして二年間延ばしております。そうして今回平衡交付金法の一部を改正いたしまして、今まで委員五人で相談して、そういうものの基礎を作つておつた規則、いつでも変えられる規則を法律でなければ変えられないということにして法定しまして、又今まで研究の余地があつまつとして又どのくらいの程度にきめた

うよからうかというような二、三わからぬ点がありますが、それは当分のうち財政委員会が規則によつてやるということになつております。私はこの平衡交付金法といふものが完全にある以上は、若しそうなことをすればすぐそれで自治庁長官といふものは平衡交付金法違反ということになりまして相当の難を受けることと思ひますが、御心配のようなことはないだろうと思ひます。或いは選舉のときにそういうことを言つてやつた所もあるかないか存じませんが、そんな噂も聞きましたが、併し平衡交付金はそういうようなものではないのであります。

○成瀬幡治君 その点と先ほどの御答弁を聞いておりますと、その地方財政委員会の勧告というようなものをただ国会と總理大臣にする、それでは非常に権限が弱いのだから、一人の大臣が閣内におつてそれを大いに主張しなければそれは通らないのじやないかといふ御見解と、それから今言つたようなか認めないかということを、何と言いますか、あなたが代弁をしてやられるところの金額を閣議においてそれを認めますか、あなたの代弁をしてやられる平衡交付金制度によつて算定されるというそのことと、平衡交付金制度といふものとは、少しあなたの言われるところと矛盾があるのじやないかと思います。と申しますことは、平衡交付金制度に基くところの勧告ならば、それは当然私は閣議においてあなたが主張されなくとも尊重されなければならぬと思うのです。ですからむしろ言えば、今まではどうも内閣の枠のちつと外にそういう第三者的といいますか自立的な制度があつて、内閣がどうも邪魔になるから、そうして地方財政が利

用されてお困りになつたのだから、これを閲議に入れて一つ抑えつけて行こうというようなふうにもとれるよう気がするのです。ですから私はもう一度お尋ねしたい要点は、今度これを改正してあなたが閲議にそれを出して主張されるという点と、それから交付金制度が持つておる性格から閲議で尊重すればやれます。あなたがそれを閲議に持つて出ななくても閲議において尊重されなければならぬ、その辺に矛盾があるような気がするのですがどうでしようか。

○國務大臣(岡野清豪君) お説至極御尤もでござります。先ず第一に分けて申上げなければなりませんが、先ほど申上げましたような配分の方法でござります。配分の方法と今年どのくらい平衡交付金が要るかという総額を見積ることと二つに分けなければならんと思ひます。その前段の配分のことは只今申上げましたように平衡交付金法で厳格な規定を法律によつて作りますから、くちばしをいれて、請託を入れてそうして自由自在にするといふことは、もう殆んど掣肘されできないと、いうことを御了承願いたいと思ひます。

そこで総額をきめます場合に、その総額をきめることが全く自分の周知することのできない独立の立場にあられる地方財政委員会といふものがこれをお調べになつたのでは、隅々まで自分が説明がつかないこともあります。そこで取次はいたしますけれどもいろいろな非難を受けます。と申しますことは、我々は地方にそんなに失費があるとは思いません。けれども知事が交際費を幾ら使つておるか、退職したときに退職慰労金を幾ら使つておるか、

そんなに無駄な費用を使っておきながら、こんなに平衡交付金を国家財政から持つて行くのはけしからんじやないか、そういうことがほかの大臣などにやはり耳に入ります。そうしますと、その実情を自分が責任を持つて調べておかなければ閣内においてそれを打破することはできません。今まで過去二年間におきましていつでも合理的であると私は信じ、同時に地方財政委員会のお調べを最も公正妥当なお調べだと思つて閣議を持ち出しますけれども、そういうような一つ二つの世論といいますか噂といいますか、本当をつきつめた責任ある調べ方をしない者がそういうことを言つて、十三対一とか十四対一とかいうような閣議の決議で、私は地方公共団体に対しても又国家に対しても相すまん立場をとり続けて来たわけがでございます。でございますから私自身といったしましては、成るほど意見書を国会へお出しになり国会で裁断されれて行く、併しそのときにはもうすでに予算がきまつてしまつておることですからもう動かしようがないのでござります。それを事前に私が責任を以て十分調べまして、そして国会に意見書が出るまでなくその前に、閣議において立派に初めからしまって責任を持つて強く主張することのほうが、あとで意見書を国会に出すよりは非常に有効なことだと私は考へている次第でござります。

ことなんです。併し事實大分地方からもお頼みに行つてゐるのだと思ひます。全く動かせないものに何しにお頼みに来るのかといふ疑問を起すのです。規則も知らないでただ無駄足をふんでいるのか、ああいうことを言つて来るところを見ると、私は頼みに行つたことはありませんけれども、私自身は何人かに頼まれたことがあります。大臣が言われるようにはつきりしていふのならお頼みに来ることはないと思ひます。そこに大臣のお気付きにならない部分が、幾らか手加減ができるのじやないかという疑問が残つてゐるのではないかと感ひますので、私はこういうことをお尋ねしますけれども、今の委員会でやつたら弊害はないが内閣でおやりになると弊害が起るとか、或いは今は悪いから内閣でやつたら弊害がないのだと、そんなことを考えてゐるのではないか。ただ事務的に何かやつぱりそこに多少連通のきくみとりがあつて各地方から歎願に來るのではないか。私の聞いておりますところでは、やつぱり強い方面からの歎願では地方などでは大分損をしておりますよ、特に遠いところのものは損をしておりますよということを、相当そのことに詳しい人から聞いたこともあります。先ほどの御答弁非常にはつきりしているお言葉で、まあそうあつて欲しいと思うのですけれども、その点もう一遍御説明願いたいと思います。

であるとすれば疑問が未解したわけなのであります。が、同時になお今竹下さんはおつしやったと同じような疑問を持つわけであります。若し今大臣がおつしやるよう、それほど平衡交付金法で値格にきまつておるのならば、今度の改正案でも実は地方財政審議会の付議事項の二番目に、従つて重要な事項として、地方財政平衡交付金の配分額の決定又は変更ということがあるのでですが、こういうものは付議事項にする必要がなくて法律で当然すら／＼と動くものと思うのですが、それと合せて竹下さんの御質問に関連して御答弁願います。

決定しましたのは、一万多百ある団体を大量観察をしてやるものでございますから、これが実情に合わなくなることがあるのです。その実情に合わないところを都道府県知事とか市長会とか何とかいうものが実情はこうだと、政府で見ておるのはそうかも知れんけれどもいかんから平衡交付金の総額を増せとこれが一つの要求。もう一つは先ほど申上げましたように統計数字がまだ完備しない点にいろいろ齟齬がある。もう一つはこれは多少の手心が必要るわけでございますが、特別平衡交付金というものが一割とつてございます。これは災害がありましたとか、今年は税収が百万円あるとふんでおりましたところが火事があつてそしてその半分しかとれなくなつた、そこで五十万円をどうしても平衡交付金で見てもらわなければならん。そういたしますと、先ず一応陳情も聞かなければなりませんし、実地にこちらから行つて調べなければなりませんから、その平衡交付金の査定にやはり差が出て来るということはござります。ござりますから、普通の状態でございましたら規則によつて運営して行きますのが一万何百の団体で、何千何百という行政費目を一一小当りに当つて算出したものでございませんから正確は期し得られません。正確を期せなければ、やはりもらいたいものはたくさんもらいたいからいろいろの数字を持つて来る、その数字が果していいか悪いかということを判定して手心を加えなければなりません、こういうことでござります。

○政府委員(鈴木俊一君) 平衡交付金の配分というの、御指摘のように非常に常に事務分量の多くを占めておりますが、同時に例えば地方税法に基まして固定資産のうちいわゆる大規模の固定資産といわれますものが、或いは二市町村以上にまたがつて存在しております鉄道であるとか、或いは移動性の船舶でございますとか、そういうような固定資産の価格を関係の市町村に配分をいたす作業がござります。それから更に固定資産税につきましては固定資産の評価基準というのをやはり年毎に地方財政委員会で定めて技術的な指導を毎年いたしますが、これらの仕事はやはり全国の土地なり家屋なり固定資産全体につきましていろいろの評価基準をあらゆる方法によつて定めまして、そしてそれをまあ地方に勧告をして、たすわけあります。これらの税関係の仕事もなかなかこれは重要なむずかしい仕事であります。

○竹下豊次君 そのあとで御説明になりました税関係のこととかいうようなこと、これもやはり陳情とか、歎願といふものがあるのでござりますか。

○政府委員(鈴木俊一君) これも何分固定資産の価格の配分ということは新しいことでござりますので、例えば発電施設があります町村で非常に固定資産税がたくさん入つて来る、財政需要を補つて余りがあるというような場

10. The following table shows the number of hours worked by each employee in a company.

合には、これを隣接の市町村に、即ち
発電施設の河水の流れで參ります沿岸
でござりますとか、或いはその施設の、
影響しておられます所というような、い
わゆる近隣の市町村に一定の基準によ
つて配分をいたすのであります。それら
の配分を入手いたします場合に、
は、いろいろな過程におきまして甲
案、乙案、丙案といろいろ案が出て來
るのであります。そういうようなもの
についても現地の意見を徵したりた
しますので、さような関係でやはり実
際地方での関連はあろうと思ひます
が、併しこれもだんごと固まつて參
りまして、固定資産の評価基準にいた
しましても本年の一つの全体のものが
でき上るようになつたのであります
が、そういうものが一つでき上ります
とあとはそれを適用いたして参るとい
うことでだんご板について来ると思
うのであります。

○大臣と政府委員とお二人の御答弁

○竹下豊次君 大臣と政府委員とお二
人の御答弁を総合して、つづめて申し
ますと、平衡交付金の分配については
細かい規則もあるのだけれども、それ
を運営する場合においてやはりいろ
いろと問題が起つて来る。そうしてそ
の事務量も委員会としては相当多くて
委員の全体の仕事のうちの相当大きな
部分を占めているのだと、こういうふ
うに了解していると思うのですが。

○政府委員(鈴木俊一君) 大体地方財

政委員会が整足いたしました當時は実
は一番仕事がむずかしかつたわけであ
ります。要するに今までの約二年間で
ござりますか、その間のいわゆるシヤ
ウブの財政改革以後の一番困難な時期
におきます地方財政委員会の奮斗努
力といふものは大変なものであつたと

思ひます。それがだんご板について來
るのであります。そういうようなもの
についても現地の意見を徵したりた
しますので、さような関係でやはり実
際地方での関連はあろうと思ひます
が、併しこれもだんごと固まつて參
りまして、固定資産の評価基準にいた
しましても本年の一つの全体のものが
でき上るようになつたのであります
が、そういうものが一つでき上ります
とあとはそれを適用いたして参るとい
うことでだんご板について来ると思
うのであります。

○竹下豊次君 そうしますと今のお話
でちよつとお伺いしたいのですが、委
員会設立当初と比べると現在は大分事
務的ないろいろなことが整備できたと
いうようなことも先ほども御説明があ
つたのか知りませんが、國の今度機
構を縮小しても差支えないと理由

に入れておられるわけですか。

○政府委員(鈴木俊一君) 逐次地方財
政に関する事務が、新らしい改革が漸
く板について来て整備されて来ている
ということは申上げられると思うので
あります。従いまして從来よりはだん
だん事務の処理が円滑に行くようにな
つて来ているということは申上げられ
ると思うのであります。

○中川幸平君 この地方財政審議会に
ついてのいろいろ御質疑がありまして
大臣からも御答弁がございましたが、
およそ諮問機関のあれを見ますと殆ど
抽象的に書いてあるのが例であります
けれども、この地方財政審議会、むろ
ん諮問機関でありますか、十五項目
のそれらへは必ずこの諮問委員会の議
に付されなければならんということが
つきりと書いてある。而もその意見を
尊重せなければならん。尊重せなけれ
ばならんというと、諸問機関には違
ないのでしようけれども、かようには
つきりと項目を挙げてやるということ

の御説明がございましたように、逐次
從来委員会規則で定めておりましたよ
うなものを法律化いたしますとか、固
定資産の評価その他につきましてもだ
んだん一つの経験を積み重ねて參つて
来ております今日におきましては、逐
次一つの客觀的なものとしておのずか
ら行政が行われるような段階にだんだ
ん付いて来たというように考えて、い
るのであります。

○鈴木直人君 先ほど竹下委員の質問
に對して御意見がありましたが、現在
の地方財政委員会の仕事の主なるもの
は、この法律の第十二条に掲げられて
いるところの平衡交付金の配分或いは

申上げます。この点は私は今までの
ように財政委員会が独自の立場を以て
政府の言ふことも聞かず、それから國
会がどうであろうとも、自分自身でこ
の通りの意見だと言うてたた振り廻し
ているという立場ほどの力には私はな
らんと思います。併しながら先ほども
申上げましたように、ただ議に付して
諸問をしろということではなくて、議

に付してよく尊重しなければならない
ということを法文上明らかにしました
以上は、自治府長官といたしましては
これは当然この意見に対して賛成しな
ければならない道徳上の責任がござい
ます。と同時に先ほども大瀬さん御

質問をお答え申上げましたように、
いろいろなことが大体過去二年間の經
験によりまして法定してやつて行ける
といふことになりますから、自由裁量
の余地が非常に少くなつております。

○鈴木直人君 先ほど竹下委員の質問
に對して御意見がありましたが、現在
の地方財政委員会の仕事の主なるもの
は、この法律の第十二条に掲げられて
いるところの平衡交付金の配分或いは

申上げます。この点は私は今までの
ように財政委員会が独自の立場を以て
政府の言ふことも聞かず、それから國
会がどうであろうとも、自分自身でこ
の通りの意見だと言うてたた振り廻し
しているという立場ほどの力には私はな
らんと思います。併しながら先ほども
申上げましたように、ただ議に付して
諸問をしろということではなくて、議

○鈴木直人君 先ほど竹下委員の質問
に對して御意見がありましたが、現在
の地方財政委員会の仕事の主なるもの
は、この法律の第十二条に掲げられて
いるところの平衡交付金の配分或いは

申上げます。この点は私は今までの
ように財政委員会が独自の立場を以て
政府の言ふことも聞かず、それから國
会がどうであろうとも、自分自身でこ
の通りの意見だと言うてたた振り廻し
しているという立場ほどの力には私はな
らんと思います。併しながら先ほども
申上げましたように、ただ議に付して
諸問をしろということではなくて、議

○鈴木直人君 先ほど竹下委員の質問
に對して御意見がありましたが、現在
の地方財政委員会の仕事の主なるもの
は、この法律の第十二条に掲げられて
いるところの平衡交付金の配分或いは

申上げます。この点は私は今までの
ように財政委員会が独自の立場を以て
政府の言ふことも聞かず、それから國
会がどうであろうとも、自分自身でこ
の通りの意見だと言うてたた振り廻し
しているという立場ほどの力には私はな
らんと思います。併しながら先ほども
申上げましたように、ただ議に付して
諸問をしろということではなくて、議

○鈴木直人君 先ほど竹下委員の質問
に對して御意見がありましたが、現在
の地方財政委員会の仕事の主なるもの
は、この法律の第十二条に掲げられて
いるところの平衡交付金の配分或いは

申上げます。この点は私は今までの
ように財政委員会が独自の立場を以て
政府の言ふことも聞かず、それから國
会がどうであろうとも、自分自身でこ
の通りの意見だと言うてたた振り廻し
しているという立場ほどの力には私はな
らんと思います。併ながら先ほども
申上げましたように、ただ議に付して
諸問をしろということではなくて、議

○鈴木直人君 先ほど竹下委員の質問
に對して御意見がありましたが、現在
の地方財政委員会の仕事の主なるもの
は、この法律の第十二条に掲げられて
いるところの平衡交付金の配分或いは

申上げます。この点は私は今までの
ように財政委員会が独自の立場を以て
政府の言ふことも聞かず、それから國
会がどうであろうとも、自分自身でこ
の通りの意見だと言うてたた振り廻し
しているという立場ほどの力には私はな
らんと思います。併ながら先ほども
申上げましたように、ただ議に付して
諸問をしろということではなくて、議

なども大分ついて来たからというよりは、自分の意見がましいことを申し恐縮でけれども、やつぱり現在通りに国会の議を経るということになさるはうが賢明じやないかという気持がしますけれども、その必要があると思うのです。現にいろいろやつぱり当るか当らないかは別として、委員の人選等がどうなるだらうかというようなことをつきましても、世間でいろんなうわさをしている人もありますが、もとより公平な人選を内閣でなさるだらうと思つておりますけれども、国会の承認を経るということになりましたならばそれが本当に公平であるということを世間にも国会で証明するということにもなるのじやないか、やはり從来そうなつていることもありますし、このほうも続けてそうなさるほうがいいんじやないかと思いますが、その点大臣如何でござりますか。

任命ということになつておりますれば、これは国会にかけるということですが公正を保つということだと思いますけれども、私の考えいたしましては絶対過半数であるところの三人は地方公共団体に推薦させまして、国会が承認してもしなくても私は地方公共団体の推薦を突き通させたほうがいい、そこで今總理大臣は地方公共団体の推薦した者を拒否するものではない、必ずそれを任命するということに我々はきめております。そういたしますと、そういうことは私は国会になからうと思います。地方自治団体が推薦までしたものをお会で拒否して取替えてくれといふようなことはないと思ひますけれども、理論上はそれがあり得る。そう考えますと、地方自治団体を擁護する自治庁の諮詢機関の委員には地方公共団体がこれが一番よろしい、我々の利益を擁護してくれる人だということをきめたらそれを最終決定にして總理大臣が任命して行つたほうが、どうも地方の自主性を發揮する上において工合がいいという考え方で、今までの財政委員会委員とは形を変えてやつた次第であります。

の言葉を使う次第ですが、あと二人は
そうでない。ところがきめるといふ
ことになれば三対二だ。若し反対が二人
のときはいつでもこの三人の代表者の
意見が通る。その利害関係は大体一致
するということになるのです。併し相
談なさる事項の内容が私はよくわかり
ませんので断定的に私の意見を申上げ
るわけに行きませんが、そういうこと
のために甚だ困つたなとか、必ずしも
公平でないなあという問題が起りやし
ないか。全くそういうようなことが起
り得ないことだつたら問題ないけれど
も、あり得ることだつたらこのあとの
二人をもう二人、三対四といふくらい
にするということが一つの考え方ぢや
ないかと思います。その点は実質上か
ら一つ御説明下さいましたら、自然と
私の疑問は解けて行くことになるのじ
やないかと思ひます。

員会といふうなものでやつてあります。これもやはり自治庁の附屬の一つの局でございましたけれども、今までは丁度接觸間でいろいろお話を願つてゐるような形でございますけれども、今後はやはり自治庁と地方公共団体は一心同体になるようといふ意味におきまして、参与ということにおきまして府務に従いまして連絡してもらうというような内輪の人としました。そうして意見を十分聞くと、それもお聞きして現職におけるところの知事、市長、議長、いろ／＼の六団体の代表者を我々のほうで御意見を拝聴する機会を得て、いろ／＼な府務をやつて行きたい。それと併せて財政審議会の意見と両方やりますものですから、私は地方自治団体の擁護としてはこれで不足はないものと、こう考へている次第でございます。今度は仕事の点は事務当局からお答え申上げたいと思います。

1

定度できる地方財政審議会の事務局といったようなものか、或いは自治局といったよな……、とにかくそういう事務当局、そこでやられることになるのですか。

○政府委員(松村清之君) そういうことになると思います。

○成瀬幡治君 もう一点。この地方自治と申しますが、今度の民主化のために地方自治を確立するという点とから、み合つて、地方税とか或いは平衡交付金制度ができたものだと思います。それの関係と今度中央集権的といつてはいけないかも知れませんけれども、一つの自治庁においてそういう総額を握つてしまふというその考え方とは、私は少しずれやしないかという点を心配するのですが、これに對して長官はどんな御見解を持つておられますか。

○國務大臣(岡野清嘉君) もう一度、御質問の趣旨を把握しかねましたから。

○成瀬幡治君 平衡交付金制度とか或いは地方税というものができてそぞしてやるわけなんですが、そこにおいてはただ単に比率などは私は問題じやないと思うのです。それよりも総額がやっぱり問題になつて来ると思うのです。片一方民主化の線に沿うところの地方自治の確立ということは大きな問題だと思うのです。それと並行して平衡交付金の総額を一つの所で握つてしまふ、いわゆる何と申しますか握つてしまうというような点、中央集権的に私はそういうものが一応疑われるようになりますが、あるいはしないかと思うのです。そういう問題と地方自治の民主化というものは、やはり矛盾があり

しないかと思つております。それに対する御見解を承わりたい。

○國務大臣(岡野清麿君)　お答え申上げます。中央集権化になつたような御疑惑がわきますことは、自治庁に独立しておつたところの財政委員会というものを併合したということございまさるが併し自治の只今のあり方と申しますものは、御承知の通りに都道府県、市町村というものが全く中央政府から独立しておるものでございます。それで今まででございましても財政委員会が総額を見積りますのはどういうことかと申しますれば、大体においてこれは法律でできまつておる基準でござりますが、その法律でできまつておる基準によりまして地方公共団体から計数を取り寄せまして、その計数によつて大量観察をしてこれを總額にするのでございますから、私は今までのやり方とちつとも変りませんから、地方の自治を中央政府に取上げたということにはならないと、こう私は考えております。と申しますことは、中央でお前のほうの財政をこうせいとか、これだけ減らせとか、あれだけ殖やせという指導権は全くないのであります。客觀的情勢におきまして税法にきまつておるところの税を都道府県がとります。それから又いろいろな自治法或いは各省から出ておられますところの国家委任事務というような事務を委任します法律によりまして、都道府県が事務を持つておりますが、その事務をずっと集計しまして、国の仕事をするためにはこれまでおりましてそのものさし通りや

りまして、そのものさしで今年度は都道府県はどのくらいな財政需要があるのか、それから今度は税法によりまして、その税法よつて算出しますと、その税法によつて算出しまして、数字が幾らくらいになるか、そういうもなしますると、その財政需要額と、財政収入額がこれは客観的に出て来る数字でございますから、その数字を差引しまして、その足りない不足分といふものをを平衡交付金で渡す。こういうことになりますから、ただ問題はそういうことによる集計をすることが立場を変えただけのこととござりますから、中央集権ということにならんと私は考えております。

○成瀬幡治君 もう一点。この自治厅の権限の第二十二号の問題ですね、これは今までこういふ権限はなかつたわけですか、前の自治厅には。

○政府委員(松村清之君) 前の自治厅にはございません。

○成瀬幡治君 そうするところいうような権限的なものは今までどこにも全然なかつた、ただ地財委にあつたわけでありますか。

○政府委員(松村清之君) そうちでござります。

○竹下豊次君 この参与の問題につきましては質問出たでしようか、まだですか。

○委員長(河井彌八君) 大臣から少しひ説明があつただけです。

○竹下豊次君 第八条に「参与は、重要な事務に關して、自治廳長官に対し意見を申し述べる。」をして十人以内ということになつておるのでね。これも説明があればわかるのかも知れませんが、ちょっと私の頭に浮びましたのは、ここに審議会の委員が五人、参

与が十人以内、こういうことになつて、どつちもおえらい方がおそろいになるわけなんです。もとよりこの地方財政審議会の分担の事項というものははずつと並べてあります。仕事の範囲は幾らか違うことがありますしようけれども、重要な問題については諸問もする、それから又参与の意見も述べる、ということになるわけであります。その数はむしろ参与のほうが多いのだ、倍にならる、そうしますとどつちがウエイトが大きいかという問題があつたり、重複したり、一方のほうが浮いてしまうと、いうようなことが起りはしないかといふ疑問が起りますが、その点はどういうふうに接配されますか。

○竹下豊次君 それで先ほど申上げたとおり、仕事の範囲は違いますけれども、財政審議会の関係のことについても、意見によりまして参考には別に指導権は与えないと存じます。それで、御自由に御助言を頂くことになつておりますけれども、財政に関する限りは財政審議会の意見によりまして参考には別に指導権は与えないと存じます。そのことは、みならず都道府県の仮に知事会議の会長といたしますとこれは現職の知事がなつております。そういうふうなことですと、現職の知事がなつておりますから見ますと、仮に東京都の知事がなつて全体の会議を代表して意見は言つておられませんけれども、どうしてもう人の言うことはえてしてそういうふうなことはございませんけれども、東京都の全国知事会の会長をしておりまして参考になつて入つておりますが、そういうふうな意見が出るかも知れませんけれども、そういう現職のかたが財政的にえこひいきになるようなことの起らないように財政審議会にはそういう人を入れない、現職でない人を推薦して財政審議会には入れる。併しそれましてもこれは本当の行政とは離れておる人です、代表とは申しながら離れております。併し実際の実情を聞きましたと現職の知事のほうがよろしくござりますから、実際上のこととはそういう方面から解決をする、こういうふうには現職の知事のほうがよろしくござりますから、実際上のこととはそういう方面から解決をする、こういうふうに二つに分けてやつております。

輸省関係の、何ですか、鉄道の関係の運輸審議会ですかね、あれは非常に権威を認められておりまして、そうしてあそこの審議会で決議されたことはそのままに実際今までの例を見ますと尊重されております。そういうふうなお取扱いになるならば私の言つたような心配はもう抜けるのです。併し審議会の意見がまだ尊重されるわけありますけれども、参与の申し述べる範囲が広くなつたりしますと、参与のほうは、現職の知事、むしろこの委員の人よりも少くとも詳しいのだということになると、どつちのほうがいいか、運輸審議会のほうがいいのじやないか、度合にすればそういうふうなことになつて非常に権威のない審議会になつてしまはしないか、こういうことが気になりますから私途中で切りましたけれども、この点の心配はもう重ねてさつき御答弁になつたことを繰返して御答弁下さる必要はありませんが、やはり運輸審議会みたよに強く尊重するお考えであるかどうか、イエス、ノーだけ言つて頂ければ結構であります。

○国務大臣(岡野清壽君) お答え申上

○竹下豊次君 まあ政府委員のおつしやいすることは総理大臣の御発言と同様に尊重しなければなりませんけれども、幸いに大臣もお出ででござりますから念を押しますけれども、今の政府委員の答弁の通りやつぱり同じ御意見でございましょうか。

○国務大臣(岡野清壽君) 同意見でございまして、十分尊重して、私はこの点におきまして余り御意見の相違は出て来ないことになるだらうと思ひます。と申しますことは私どもいたしましては地方公共団体のことなどを思つてございまして精神は一致しております。と申しますことは私どもいたしましては地方公共団体のことなどを思つてございまして精神は一致しております。

○政府委員(鈴木俊一君) 地方公共団体の全国的な連合組織から推薦されました五人の委員の中の三人の委員についてのお尋ねかと存じますが、これは先ほど大臣からもちよつとお話をございましたが、現職の団体長であります自治会長、市町村会長というような方でござりますとやはり至公至平の考え方で事に当られましても、やはり例によればその代り十分詳しく調べまして、正確でどうしてどこから突かれても間違いないのない議論の上に立ちました結論を出し、そして議にかけた後闇議に出したいと、こう思つておられます。

○国務大臣(岡野清壽君) 実は「尊重しなければならない」という文句があるせいかも知れませんが、それは書いてないのがあります。同じ書いてあってもその軽重の取扱があるのですね、事実。で、私たちは知つた範囲においては運輸審議会といふものは大変尊重されていることを聞いております。又事実

○竹下豊次君 話問機関ですよ、どなたからでも結構ですからよく御存じのかたから一つ。

○政府委員(鈴木俊一君) 十七条におきまして「地方財政審議会の議に付され」、その意見を尊重しなければならない」という性格規定がございますが、これは運輸審議会の書き方と全く同じ

でございます。で当然考え方といたしましては、只今仰せになりましたようないな運輸審議会の実際の運用の状況も私ども十分拝聴したわけでありまして、さような考え方で運用をせらるべきものであるというふうに考えておる

でございます。併しながら御承知でございましょうか。

○政府委員(鈴木俊一君) さように御了承願います。

○政府委員(鈴木俊一君) さように御了承願います。

○政府委員(鈴木俊一君) さように御了承願います。

○政府委員(鈴木俊一君) さように御了承願います。

○政府委員(鈴木俊一君) さように御了承願います。

○政府委員(鈴木俊一君) さように御了承願います。

○政府委員(鈴木俊一君) さのように御了承願います。

ゆるひいきの関係で何か弊害の生じたような実例はありませんでしたかといふことをお尋ねいたしましたが、御答弁ありませんでしたが、それはありますか、片びいきな自分たちの都合のいい……。

○政府委員(鈴木俊一君) お答え申上げます。地方の拡充強化をいたしますが、その間に自治法とか地方税法とかいろいろな雑多な地方自治に関する法律が時を異にしてばらくには実は出ているわけであります。これを総合的に見

まして、そうしてでこぼこを調整しながら四、五年しかになりません。その間に自治法とか地方税法とかあるいは平衡交付金法であるとかいろいろな制度がござりますが、これが先ほど大臣からもちよつとお話をございましたが、現職の団体長であります自治会長、市町村会長というような方でござりますとやはり至公至平の考え方で事に当られましても、やはり例によればその代り十分詳しく調べまして、正確でどうしてどこから突かれても間違いないのない議論の上に立ちました結論を出し、そして議にかけた後闇議に出したいと、こう思つておられます。

○政府委員(鈴木俊一君) お答え申上げます。その代り十分詳しく調べまして、正確でどうしてどこから突かれても間違いないのない議論の上に立ちました結論を出し、そして議にかけた後闇議に出したいと、こう思つておられます。

それからもう一つは、只今参議院で

御審議になつておりますところの地方

自治法の一部改正案でございます。こ

れは地方自治の拡充もいたしましたし、

又行政の簡素化もいたしましたし、国力

に相応したような自治行政、と申しま

すのは、いくらかでも財政の助けにも

なりましよう、事務の簡素化、合理化

ということでもできましよう、と思いま

してこの自治法の改正案をこの国会に

提案いたしているような次第であります。

いずれにいたしましても地方にお

ける自治というものを完全な釣合のと

れたものにして行きたい。他に財政を

救う方法というものは、今後できます

るところの地方制度調査会において抜

本審議的に研究させたい。こう考えて

おります。

○楠見義男君 只今お述べになつたお

話の中の、今回提案された地方自治法

の改正案が、地方自治の拡充強化であ

るとか或いは官治統制の拡大強化であ

るとか疑問の点もありますし、これは

まあ地方行政委員会でやつております

が、その是非は避けますが、今お話を

中の地方制度調査会といふものは現在

法律として出でているというお話をす

が、それは内閣委員会にかかるのです

か。

○楠見義男君 それでは続いて内容の点で、字句の問題でありますから鈴木

下さい。

○委員長(河井彌八君) 速記を始めて

〔速記中止〕

この法律の第四条なんですが、十三号

とはないのですが、こういう規定があ

る場合には大体所管官庁にいろいろ権

限争議のような場合があつて、こうい

う規定を入れている事例があるのです

が、そうでなしにこれはもう当然地方

自治庁の専管事項だと思うのですが、

特にこういうありふれた条文が入つて

いるのはどういう理由なんですか。

○楠見義男君 それが一つと、それから地方財政の

状況ですか客観的に実状報告だと思

うのですが、その原案が国会に提出さ

れた場合に修正されることが予想され

るのかどうか、この二点をお伺いいた

い。

○政府委員(松村清之君) これは今回

地方財政委員会が廃止されるに伴いま

して、從来地方財政委員会が地方財政

の状況といふようなものを一般に公開

しておつたのでござりますが、それを

内閣が国会に対して報告するようにこ

れは自治府設置法施行に伴う関係法律

の整理に関する法律案のほうに入つて

おりますが、地方財政法を改正しまし

てそういう条文を入れまして、その内

閣がやりまする報告の原案を自治庁長

官が作成する、その自治府長官が作成

するに当つて地方財政審議会の意見を

尊重する、こういう趣旨にしたわけ

です。

○楠見義男君 次にお伺いしますが、

ござります。それで原案の作成でござ

いまするので、内閣に出ました場合に

原案でござりまするから場合によつて

は修正されるということが考えられる

ような気もいたします。

○楠見義男君 ですから私の聞いてお

るのは、従来であるところいう法律の

原案作成官庁が地財委であるか、或い

は地方自治府であるかということにつ

いて疑義があるが、そういう点はここ

でどつかで明らかにするといふ必要が

あつたのだが、今度はそういう行政機

関がなくなつたのだから、そうして又

大蔵省か又はほかの官庁がこういう法

律の原案を作成するといふことは考

えられない。そうするとその場合に、

ここに入つておる理由がわからない。

こういうあつてもなくとも、むしろな

くともいいのじやないかといふこと

で、これはむしろ積極的にどうこうと

いうのじやありませんが、それよりも

重点は二番目の今あなたのお答えにな

つた法律の原案が変更されることがあ

るかもわからんという点が実は問題な

ですが、その懸念がありましたから

お伺いしたわけなんですが、地方財政

の状況の客観的な実状報告を訂正する

ということは国会に虚偽の報告を出す

よなことになるのだが、そういうこ

とを考えるのはおかしいのじやないか

と、こう思いますかどうですか。

この四条にやはりあちらこちらに援助

とか助言とか、技術援助とか、技術的

の絶額として仮に二千億なら二千億と

見積ると、併し予算は予算で別だと、

こういう程度の見積ですか。

○政府委員(鈴木俊一君) これはこの

地方財政平衡交付金法の六条に、平衡

交付金の総額の算定の方法が書いてあ

るのですが、これで都道府県、

市町村から資料を取りまして、その資

料を積み重ねまして平衡交付金の総額

というものを見積るのです。

が、その見積られた平衡交付金の

額を基礎として毎年交付される平衡

交付金の額、即ち予算に計上される額

がきまるのであります。ですから地方

団体から出て参りましたなまの資料に

よりまして基準財政収入額と基準財政

支出額との差額、即ち歳入をこえる支

出の額というものを出すわけでありま

す。併しそれはなまの数字でございま

してそれを基礎にして総額を見積るわ

けでござります。その見積った意見を

自治府から内閣に出しまして、内閣が

それを最終的に予算に計上する額をき

めるわけでござります。

○楠見義男君 ですからその見積の総

額と予算とは無関係だと見ていいわけ

ですね。

○政府委員(鈴木俊一君) その通りで

ござります。無関係ではございません

がとにかくこの見積られた通りの額に

はならないわけであります。法律上さ

ですね、どうすることになるでしょう

か。例えばここで地方財政平衡交付金

の絶額として仮に二千億なら二千億と

見積ると、併し予算は予算で別だと、

こういう程度の見積ですか。

○政府委員(鈴木俊一君) これはこの

地方財政平衡交付金法の六条に、平衡

交付金の総額の算定の方法が書いてあ

るのですが、これで都道府県、

市町村から資料を取りまして、その資

料を積み重ねまして平衡交付金の総額

というものを見積るのです。

が、その見積られた平衡交付金の

額を基礎として毎年交付される平衡

交付金の額、即ち予算に計上される額

がきまるのであります。ですから地方

団体から出て参りましたなまの資料に

よりまして基準財政収入額と基準財政

支出額との差額、即ち歳入をこえる支

出の額というものを出すわけでありま

す。併しそれはなまの数字でございま

してそれを基礎にして総額を見積るわ

けでござります。その見積った意見を

自治府から内閣に出しまして、内閣が

それを最終的に予算に計上する額をき

めるわけでござります。

○楠見義男君 ですからその見積の総

額と予算とは無関係だと見ていいわけ

ですね。

○政府委員(鈴木俊一君) その通りで

ござります。無関係ではございません

がとにかくこの見積られた通りの額に

はならないわけであります。法律上さ

ります。

○栗栖赳夫君 ちょっとと今の言葉は要

求額という意味じやありませんか。

○政府委員(鈴木俊一君) これは単な

各のいろいろな予算についての要

求額とやはり違ひまして、地方団体か

方財政審議会に付議いたします事項といふものは、現在地方財政委員会が所管しております事項の殆んどそのままです。かような意味から申しますすれば事務分量は委員会に対しまずる限りさほどに変わらないわけであります。

会の場合はいわゆる諮問機関でありますので非常勤の場合が多いのであります。ただ運輸審議会なんかはまあ特別職でございますけれども、従つて常勤的な扱いにされておるような特例はあります。

は決議機関としても一向差支えないのではないかと、こういうふうにわざとらしいといいますか、今申上げたよくな誠に奇異の念に打たれるような言葉を使いをするよりは、むしろ「その意旨に聴從しなければならない」というふうがはつきりするのではないかと、どういうふうに思うのですが、その点はどうでしょうか。そういうふうに修正をして非常にお困りになりますことが

益代表的な発言のいわゆる議論が戦されて來ているよう聞いておるのですが、それで平衡交付金の配分の算基礎なんかを作る場合に、前には非常に町村側に比較的やつてみたところによい結果が出て來たと、そこでそのをには、県側にやや有利なものになつて來たということで以て、その後非常に変更をしてだん／＼よくなつて來ておるといふような段階にあるようですが、それで平衡交付金の配分の算基礎なんかを作る場合に、前には非常に町村側に比較的やつてみたところによい結果が出て來たと、そこでそのをには、県側にやや有利なものになつて來たということで以て、その後非常に変更をしてだん／＼よくなつて來ておるといふような段階にあるようですが、それで

りまして、いずれの側にいたしまして
も、二人の政府の任命したいわば中立
的な公益的な立場に立つ委員の同調を
得られなければ事柄が決定しないわけ
でございまして、そういう意味におき
ましては、やはり原則的に申しまする
と、審議会における意見はおおむね公
平などころに落ち着くのではないか、
その故に議に付してその意見を長官と
しては尊重すると、こういうことが言

たたそれから只今御指摘のような常時その任にあつて地方財政の状況をつまびらかにするというような見地からいたしますならばこれを常勤にするということも確かに一つの考え方たてあると存しますが、この審議会の性格からいたしまして結局これは自治庁の附属機関と申しますか、というような形になるわけでございまして、さような

きりしたそういう約束があるというわけではございません。

○國務大臣（岡野清麿君） できますなれば原案で一つ御承認を願いたいと申します。

が、従つて委員の中で非常に強い委員があつた場合にそれに引ずられる」ということがまあなきにしもあらずと」いうことが考へられるのですが、それを決議機關としてそのまま今まではやつて來たのですけれども、或る程度までそれを尊重して、市から見ても、町村から見ても、或いは県から見ても公平に考へる中立的立場でつづけられ

い得ると思うのでござります。

○政府委員(大野木克彦君) 法制上の性格から申しまして、これは非常勤とすべきものであるというような結論に到達したわけでございます。
○楠見義男君 私はこれは行政管理庁のほうに伺つたほうがいいのかも知れませんが、いろいろなことをおきめに提といちものをおきめになつてゐるのではないかと思うのです。例えば行政機関である委員会の委員は常勤だと、なるときには一つの約束事ですね、併し諮問機関である委員会の委員は非常勤でなければならんと、こういう一つの前提といいますか約束事を先ず頭にきめて、そうして一律的にやつておられるのではないかと思うのですが、そういうことにとらわれる必要はないと思いますが、何かそういうことになるとわざの必要があるのでしようか、どうでしようか。

の委員からも御質疑があつたのであります。私は実はこの条文を見てこういう気持を持つておるのでですが、政府が諮問機関を附置した場合にその意見を尊重しないということを初めからきめておるような諮問委員会というものはないと思うのです。それをことさらにして「その意見を尊重しなければならぬ」ということを書いておるゆえんのものは、恐らく一方では決議機関にすべきであるというような議論もあり、それにニーアンスとしてできるだけ近いような気持でやつておられるのではないかと、そういうふうに感じておつたのであります。が、先ほど大臣の御答弁の中に、これは成瀬委員に対する御答弁であつたと思いますが、聽從という言葉をお使いになつたのであります。聽從うという字だらうと思いますが、そういうことになつて来ますと、これ

○政府委員(鈴木俊一君) 私さつき大臣の答弁を傍で傍聴しておつたのでありますから、大臣は道徳的に聽從しなければならないという義務があるといふように言われたよう思ひます。が、法律の上に聽從という言葉を書きませんことは、聽從という言葉に非常に倫理的と申しますか特殊な意味が含まれるようありますて、やや法律語といったしましてはさうなむしろ含蓄のない平の言葉のほうがいいよう思ひます。

○鈴木直人君 実は今までの地方財政委員会の例を見ますと、委員会の中に市町村から推薦されたところの委員と、或いは県側から推薦された委員と、或いは町村から代表された委員によって、委員会の間で名前

○政府委員(鈴木俊一君) 只今の御質問の趣旨は、地方財政審議会の審議の結果について余りにも強く一方の利益代表的な考え方が支配をしまして、その結果審議の結果というものを若干でも調整するような必要を生じやしないかというような意味のお尋ねのよう拝聴したのであります。御指摘のように府県と市町村との間に意見が対立することは確かにあるわけでござります。そういう意味から府県の代表或いは市町村の代表として推薦せられ委員になられたかたの間にやはり若干の意見の応酬ということはあるわけでありますけれども、併し同時に政府

が出来ましたけれども、決議機関にするといふことも一つの方法なんですが、実質的に変りがないのですから。併し又細かく考へると、この地方財政審議会で扱つておられる仕事の中で、配分が一番問題になるのぢやないか。これとほのかの分を分けて配分に関する限りにおいては決議の力を持つてゐる、ほかのほうは諮問にするといふことも一つの考え方だらうと思うのです。ところがまことに私はよくわかりませんのですが、一つの機関で諮問機関兼決議機関ということになるわけなんですね。その事例を知りませんが、大野木さんそんな事例がありますか。……もう一遍申しますよう、お聞きにならなかつたようですから。この地方財政審議会でいろいろな仕事を負担される。そのうちで交付金の配分の問題は今世間でも非常に注目している大事な問題である、この

る、そのほかは諮問ということにし
て。ほかの言葉で言うならば一つの機
関が諮問機関と決議機関と、つまり両
頭になるというような前例があります
か。

○政府委員(大野木克彦君) どうもち
よつとそういう例はあまりないようで
ございますが、まあ決議的の、例えは
同意を必要とするとか、議決によらな
ければならんとかいうようなことにな
つております。両方というのではない
と思います。

○竹下豊次君 いやそれがわかりませ
んので。先ほど運輸審議会と同じよう
にやるのだということを承わつて、ま
あと思いまして、又そのお話を繰返さ
れましたので念のために伺いしてい
るのです。

それから常勤、非常勤の問題です
が、実は私も植見委員と同じような気
持を持つておつたのですけれども今日は
はそれを言わなかつたのです。申し
ますのは、今は常勤ということにな
つておるのだが、この人たちの出勤が
悪くて事実は非常勤と変わらないのだと
いうことであるならば、今度も非常勤
にしてもいいのじやないかといふので
すね。併し從来は本当に常勤しておら
れるのだ、それを非常勤にするとい
ふことに変えるならば、これはこの仕事
を政府のほうで軽く御覧になる、從来
より軽く扱おうとするお考えがそこ
に無論あるのじやないか、こういう疑
問を持つておるのです。それで初めか
ら嫌なことの質問で、出勤しておるの
ですかどうですかということを申上げ
たのですが、実はそういう狙いがあつ
てお話を聞いた上でこつちから申
上げようと思つたのですが、そつちか

ら出されましたので私も質問したわ
けであります。これは併し又あとで続
けて御返事をお願いいたします。

○植見義男君 今の決議機関か諮問機
関かの問題で竹下さんから、地方財政
平衡交付金の配分については決定機関
に、あとは諮問機関というような御意
見がありましたが、私はこの列記され
た項目を見ると、異議申立の採決とか
いろいろの決定機関的な事項が随分多
いものだから、私は全体としてそい
うことでは聽從でもいいのじやないか
と思つたのですが、これは緑風会内で
竹下さんと別の機会にやることにいた
しましよう。

それから十五条の非常勤の問題は、
これも竹下さんから提出の御要求にな
りました現在の委員の勤務状況のこ
の資料を見て改めて又伺うことにいたい
と思いますが、ただこの際一つだけ大
野木次長にお伺いしておきたいのは、
勤とするというようなことを書かず
に、この項を落すだけで常勤になるか
どうかそれが一つです。

それからその場合には一般職か特別
職かという場合には、それが何かどつ
てあります。併し從来は本当に常勤しておら
れないかといふ意味が含まれておるの
よ。せすに、つまりこの十五条の二
項の「内閣総理大臣が任命する」という
言葉だけをそのまま残しておいて、特
に今あなたが言われるような両院の同
意を得るというような手続きをとらな
い場合はどうなんですか。

○政府委員(大野木克彦君) この場合
だつたら、任命につきまして両院の同
意が条件になるということを書けば特
別職になるわけです。

○植見義男君 その場合に、両院の同
意を要するという手続きをしないのです
よ。せすに、つまりこの十五条の二
項の「内閣総理大臣が任命する」という
言葉だけをそのまま残しておいて、特
に今あなたが言われるような両院の同
意を得るというような手続きをとらな
い場合はどうなんですか。

○政府委員(大野木克彦君) ああ公務員法の改
正……わかりました。

○栗橋赳夫君 今のはそれでいいで
す。それでなしに、どうも今のこの
植見委員の質問は、国家公務員法に書
かなくとも、この法律の中において國
家公務員法を改正をすればなるべくの
やないかといふ意味が含まれておるの
じやないかと思うのですが、それはで
きるでしよう、この附則に入れさえす
れば。

○政府委員(大野木克彦君) 附則でも
つて国家公務員法を改正されればです
ね、それはできるのだろうと思いま
す。

○植見義男君 これは行政機関ですか
お聞き機関ですか。

○政府委員(大野木克彦君) この自治廳設置法の施
行に伴う關係法律の整理に関する法律
案、これの第五条の二なんですが、こ
れがさつき申上げたように「中央選舉
管理委員は、委員五人をもつて組織
する。」それで一つの合議体で手足頭と
いうものを構成分子にする場合はいい
んだけれどもこういう僕は日本語は使
われないほうがいいんじゃないかと思

ら、非常勤と書かなければ常勤とい
うことになります。

○植見義男君 いや私の伺つているの
は、常勤と書かなければならんわけで
すね。

○政府委員(大野木克彦君) いや非常
勤と書かず常勤と……。

○植見義男君 その場合に、一般職か
特別職かということはどうつか現わさ
なければ……それはどうなりますか。
それは特別職になりますか。

○政府委員(大野木克彦君) 何にも書
いてなければ一般職であります。

○植見義男君 そこで特別職としよう
と思つたならばどこへ書けばいいわけ
ですか。

○政府委員(大野木克彦君) だつたら、任命につきまして両院の同
意が条件になるということを書けば特
別職になるわけです。

○植見義男君 その場合に、両院の同
意を要するという手続きをしないのです
よ。せすに、つまりこの十五条の二
項の「内閣総理大臣が任命する」という
言葉だけをそのまま残しておいて、特
に今あなたが言われるような両院の同
意を得るというような手続きをとらな
い場合はどうなんですか。

○政府委員(大野木克彦君) ああ公務員法の改
正……わかりました。

○栗橋赳夫君 今のはそれでいいで
す。それでなしに、どうも今のこの
植見委員の質問は、国家公務員法に書
かなくとも、この法律の中において國
家公務員法を改正をすればなるべくの
やないかといふ意味が含まれておるの
じやないかと思うのですが、それはで
きるでしよう、この附則に入れさえす
れば。

○政府委員(大野木克彦君) 附則でも
つて国家公務員法を改正されればです
ね、それはできるのだろうと思いま
す。

○植見義男君 これは行政機関ですか
お聞き機関ですか。

○政府委員(大野木克彦君) 全国選舉
管理に関する限りにおきましては公職
選舉法で定められた事項については、
これは行政機関という性格を持つてお
ります。

○植見義男君 この自治廳設置法の施
行に伴う關係法律の整理に関する法律
案、これの第五条の二なんですが、こ
れがさつき申上げたように「中央選舉
管理委員は、委員五人をもつて組織
する。」それで一つの合議体で手足頭と
いうものを構成分子にする場合はいい
んだけれどもこういう僕は日本語は使
われないほうがいいんじゃないかと思

ん、一般職でありますけれども、併し
普段の公務員とは違つた扱いをしてお
ります。

○政府委員(鈴木俊一君) これは現在
の国家行政組織法の建前の関連から申
しまして、委員会という形になります
うか。

「両院の同意を要する」ということを書
けば公務員法で当然なります。それか
らそう書かなければやはり公務員法に
一本入れなければならんと思います。
○植見義男君 ああ公務員法の改
正……わかりました。

○栗橋赳夫君 今のはそれでいいで
す。それでなしに、どうも今のこの
植見委員の質問は、国家公務員法に書
かなくとも、この法律の中において國
家公務員法を改正をすればなるべくの
やないかといふ意味が含まれておるの
じやないかと思うのですが、それはで
きるでしよう、この附則に入れさえす
れば。

○政府委員(大野木克彦君) 附則でも
つて国家公務員法を改正されればです
ね、それはできるのだろうと思いま
す。

○植見義男君 これは行政機関ですか
お聞き機関ですか。

○政府委員(鈴木俊一君) 全国選舉
管理に関する限りにおきましては公職
選舉法で定められた事項については、
これは行政機関という性格を持つてお
ります。

○植見義男君 この自治廳設置法の施
行に伴う關係法律の整理に関する法律
案、これの第五条の二なんですが、こ
れがさつき申上げたように「中央選舉
管理委員は、委員五人をもつて組織
する。」それで一つの合議体で手足頭と
いうものを構成分子にする場合はいい
んだけれどもこういう僕は日本語は使
われないほうがいいんじゃないかと思

名称を使い、その合議体の構成分子で
ある委員は又委員とこういうのです。
行政機構簡素化とか何とかといふこと
を言つておられる際にどうしてこうい
うまざらわしい名称を使われるのか、
懸念に堪えないのですが、どうでしょ
うか。

○政府委員(鈴木俊一君) これは現在
の国家行政組織法の建前の関連から申
しまして、委員会という形になります
うか。

「両院の同意を要する」ということを書
けば公務員法で当然なります。それか
らそう書かなければやはり公務員法に
一本入れなければならんと思います。
○植見義男君 ああ公務員法の改
正……わかりました。

○栗橋赳夫君 今のはそれでいいで
す。それでなしに、どうも今のこの
植見委員の質問は、国家公務員法に書
かなくとも、この法律の中において國
家公務員法を改正をすればなるべくの
やないかといふ意味が含まれておるの
じやないかと思うのですが、それはで
きるでしよう、この附則に入れさえす
れば。

○政府委員(大野木克彦君) 附則でも
つて国家公務員法を改正されればです
ね、それはできるのだろうと思いま
す。

○植見義男君 これは行政機関ですか
お聞き機関ですか。

○政府委員(鈴木俊一君) 全国選舉
管理に関する限りにおきましては公職
選舉法で定められた事項については、
これは行政機関という性格を持つてお
ります。

○植見義男君 この自治廳設置法の施
行に伴う關係法律の整理に関する法律
案、これの第五条の二なんですが、こ
れがさつき申上げたように「中央選舉
管理委員は、委員五人をもつて組織
する。」それで一つの合議体で手足頭と
いうものを構成分子にする場合はいい
んだけれどもこういう僕は日本語は使
われないほうがいいんじゃないかと思

大蔵大臣と渡り合わなければ私はやはり財政的にうまく行かないのじやないか。そこにまあ総合調整の大きな意味を持つわけがありますが、この地方財政平衡交付金の額を具体的に予算の上に決定する場合に、いわゆる経済審議厅という面において総合調整をされるという必要があると思います。又同時にこの起債の枠についても同じであります。起債の枠についても私は經濟審議厅で総合調整する必要があると思うのであります。私はこの点についても確める意味で御質問申上げるわけあります。それが一つであります。

もう一つは、この地方財政審議会が今度であります。これはなか／＼配分といったような問題につきましても重要な問題であります。又地方財政平衡交付金についても毎年内閣に上申するということになつておりますが、仮にこれが決議機関といつたよ／＼な意味を持つて参ります場合には、やはり最終的には予算の上において決定して行くわけであります。決議機関としたような場合には政府を拘束する基準がきまつておつても基準のとり方でいろいろ／＼額が違つて参りますから、やはり決議機関といふことは、政府が拘束されてそこで非常に大きな機関としての矛盾が實際上あとで現われて来やしないか。これは鉄道の線路をきめたりなんかする問題と違つて、私たゞの財政との調整といつたような問題で、ここに私は大きな問題が出て来るのじやないかと思うのです。ですが、地方財政審議会の機関の性質からいって決議機関としたらしいかどうかといふことについてもう一度確かめておきますか

めでおきたいと思います。この二点だけです。

○國務大臣(岡野清蔵君) お説は安本のようなものがありまして、そうして国の方策というものを一応そこできめて、そしてそれに要る財政資金というものはそのきめたところの工合によつて初に都合がいいのじやないかというお説のように先ず第一点は承りました。ところで私は安本の存在がいかんとは言いませんが、とにかく平衡交付金と申しますものは国家財政の如何にかかるらば建前といたしましては地方で要るだけのものはほしいということでございまますから、税収を仮に七千三百億としましてそれを各県の予算にはこれだけにし、地方財政平衡交付金にはこれだけにするという初めから割当てられてしまふと、今度地方で入用がそれ以上に弾き出されると全くどうにも行かんということになる。これは私どもの考え方としては、これは十三対一とか十四対一になりますけれども、併し地方財政といふものは國家の財政と相匹敵す。同時にそれが現実的には地方税によつて大部分が賄われるべき原則になります。同時にそれが現実的には国家の財政と相匹敵す。同時にそれが現実的には国家の財政と相匹敵す。

○國務大臣(野田卯一君) 私は經濟審議厅で取扱うよりもそれはむしろ自治府でやるべきだ。自治府がそういうたたかみに設けられておる、こういうふうに答えたのです。

○國務大臣(野田卯一君) 私は經濟審議厅でやるべきだ。自治府のものであります。が、そういふうにしていいのです。とは、委員会と長官とが協同して検討等の総合調整についても経済審議厅で扱うというふうに私は受取つたのです。が、そういふうにしていいのです。方財政平衡交付金のつまり根本の方針等の総合調整についても経済審議厅であります。が、そういふうにしていいのです。が、そこまで経済審議厅があたりで総合調整をやつてもらう、又やつてもらうのが当然じやないかと、いうふうに私は思ひます。

○國務大臣(野田卯一君) 私は經濟審議厅でやるべきだ。自治府がそういうたたかみに設けられておる、こういうふうに答えたのです。

○國務大臣(野田卯一君) 私は經濟審議厅でやるべきだ。自治府のものであります。が、それを終局において開議において決定をして予算の上に具体化されるわけですが、そのときにこれは、財政平衡交付金は自治府のものであります。が、これを終局において開議において決定をして予算の上に具体化されるわけですが、そのときには、それは、財政政策、それから地方の財政といつたようなものの調整、それから平衡交付金の基礎になるいろいろの条件を満たすために、そのときにこれが認められると、必ず必要な金は地

件があります。それの認定の仕方がいろいろ違います。それで、それは、

二六

りいろ違います。それで、それは、

一八

トノにおいて提案され研究されておる
という事実については何ら情報を得て
おりませんので、その点については存
じておらんということを申したわけで
ござります。その内容となつております。
する船舶の借受の問題につきまして
は、かねてから申上げておりますの通
じり、極東海軍との間にアリゲート型十
隻その他の小型船舶五十隻、計六十隻
の問題が相談として進行しておりますと
うことはしば／＼申上げておることで
ございまして、或いは矛盾のようにお
集りになつたかも知れませんが、私の
申上げたのは、船舶の借受の交渉を否
認したのではないでございまして、
今御質問になりました法案の内容に
ついて全然承知いたしておらないとい
うことと申上げたつもりであるわけで
ござります。

すというと、そのためには日本のほうでは警備隊員を二千人増加しなければならんことになつたと、フリゲート艦一隻に対し栗組員百八十六人、上陸用舟艇については六十三人、従つて八隻の増加によつて警備隊員の約二千人を増さねばならんといったような記事がありますが、これは事実どうなんでしょうか。

○國務大臣(大橋武夫君) フリゲート型一隻につきまして百八十数名、それから小型艇一隻で六十三名という計算は、私ども大体見込にして六千人の増員を要求いたしました基礎に適合いたしております。併しながら先ほど来申し上げましたごとく、フリゲート型については十隻以上のことは現在日本側としては考慮いたしておりませんので、従いまして直ちに法案において八隻余分に貸せられるよう規定がありませんようにも、それについて直ちに増員の計画をするといふようなこの段階にはなつております。恐らくは新聞社の諸君におかれまして、この基礎計算されて、記事とされたんだろうと数字から強かればまして、十八隻を常備存じます。我々のほうの側においては、計画としては全然ございませんし、又準備としてもございません。

○松原一彦君 昨日首相が声を励ましたて、独立後における自衛は日本の国との、独立国としての性格からいっても、自主的にこれを行うのであって、如何なる国からも余計なお世話を受けないといったようなお答えがあつたのであります、併しかりょうに日本が要請したという艦艇以上のものを先方から、

まあ御好意かも存じませんが、押付はされたると、非常な向うでは好意であろうと思うのでありますけれども、受ける側から見ては或いは迷惑かとも思ふのであります。貧乏な日本で今再準備はできないと、首相もたび／＼言つておいでなさる。その手前から言つて、そこで新聞は直ちに警備隊員二千人をもう一ふうな八隻が余分に来る、増加する補正予算を要求すると、こういうふうに書立てるところを見ますするといふと、日本でも受けられるような意味があるのかのように私は推定しますが、只今の大橋さんのお答えでは、そういうような用意もなければ必要もないということになりますならば、この八隻はお断りになるのでしょうか。どうでしようか。

ての要求であるならば、これは余分に寄越すなどというような大外れたことを一つ言わないようにと私は思うのですが、これは大変大きな誤解を生ずると思う。如何にも属國扱いをせられておる。これだけやるから然るべく動かせます。これが立国(の)体面から申しましても、我々頗る腑に落ちないのであります。この点はどうぞお考えになりましょか。

○國務大臣(大橋武夫君) アメリカに増して日本(の)自衛力の急速なる漸増ということについて或る程度の期待を持つておるということにつきましては、すでに安全保謢条約の条章等から見て十分に察し得るところでございまして、常に日本(の)国内の治安並びに日本の財政といふ見地から自主的なる判断の下に如何なる時期において如何なる増強を行なうかということを決定いたしておるわけですが、日本側といたしましては、常に日本(の)国内の治安並びに日本の財政といふ見地から自主的なる判断の下に如何なる時期において如何なる増強を行なうかということを決定いたしておるわけでもござります。従いまして今年度における警察予備隊の増員につきましては十一万以上の増員はいたさないということはしばらく總理から申上げた通りであります。この点はひとり陸上部隊のみでなく、海上における部隊につきましても同様の方針、同様のやり方で進むべきものと心得ておるわけでござります。ところで問題の十八隻と十隻の食違いでござりますが、これは今までおアメリカの国内的手段の段階でございまして、私どもいたしましては、その法案を提案しようという意図の下に十八隻を使用して増強を図るようになります。

然受け取らんわけござります。又如何なる時期においてそういう申出があるかということについても、我々としては未だあざり知らないところでござりまするので、この際この問題につきまして政府といたしましては、何らアメリカ側の我が国に対する意思表示がない時期におきましてこれについて見解を述べるということはその時機でないと、かよう存する次第でござります。

員はせんと言ひ切つておいでになりませんが、本当にせないで落むでしょうか。せなくちやなんのじやないでしょうか。如何がなんでしようか。その点を一つ納得の行くようにお話を願いたい。よそ行きの話でなくして、国民の納得の行くようにお話を頂けることを希望するのです。

○國務大臣(大橋武夫君) 現在の段階におきましては、すでに昭和二十七年度予算において申上げた以上の漸増計画といふものは全然ございません。この点は昨日当委員会におきまして總理大臣からもはつきり申上げたごとでござります。併しながらこれには一つの条件があるわけでございまして、治安の必要が差迫つた場合、又は財政がこれを許す場合においては、将来必要に応じて増強の計画を立てる時期もなまいとは言えないと思うわけであります。併し現在においては、政府は今年度内においてこれ以上の増員をやるつもりはございません。

○松原一彦君 そうなりますと、アメリカとの間に日本が協定した国防力の漸増ということに対し日本は非常に不忠実になる。漸増しなければならぬいところの両国間の協約があるにかかわらず、できないというて落むかどうかですね。今のお話の中にも、本年度内においてはすでに予算がきまつておるから補正予算は出さないと、こういうことがありますから、一応了解しますが、併し今八艘をここに送つて来て見ると記しておるのであります。でどうしても防衛力を増強しなければならないということであるならば、道を踏ん

で、国民の納得の上に防衛力を増強するということが私は政治の正道だと思います。

この点につきましては、まあこれら以上お尋ねをしましてもお答えは同じだろうと思いますから、次に進みます。が、その米国から今武器を借りておる。更にこれはもう当然戦争の兵力となるべき軍艦まで借りると、この武器、軍艦等を貸してくれる一体貸手は誰になるのでしょうか。この点現在の予備隊の借りておる武器、それからその貸手、その借り何なる契約がどう結ばれておるのでしようか。この点現在の予備隊の借りておる武器、それからその貸手、その借り手、誰が借りたのか、それからその契約はどういう契約であつて、公式のものか私的なものか、こういう点についてお尋ねをいたい。

○松原一彦君 まあ日本では闇取引といふことは極力行なつてはならないのではあります、この大きな武器といったようなものが、如何にも今まで闇取引のような形、これは当然米国所持するものであつて、米国政府が持つておるものと私は思う。それを出先の武官が個人の名を以て一体貸し借りができるのでしょうか。どうなんでしょう。

○國務大臣(大橋武夫君) 米国の国内法につきましては、私はよく研究いたしております。

取引をなさるつもりであるか、一つ聞かして頂きたい。

○國務大臣(大橋武夫君) 船舶につきましては現在まだ引渡しを受けた段階に至つております。これに対しましては、日本政府の態度といたしましては、政府から米国に対しまして正式に貸与を申入れたわけでございます。而してこれに対しましてアメリカとしては、国内法上適法に日本側に貸与すべき法的な根拠を必要とするものとみえまして、それについて目下研究をいたしております。いろいろなことがワシントンから情報として伝えられておつたわけでござります。そこにたま／＼今回新聞電報によりますると、関係法案が国会において取上げられつつあるということを聞きましたので、恐らくこの法案が成立いたしました後に、米国としては正式に態度を決定して、日本側に手続等について打合せのあるものと考えられます。それで、日本側といいたしましては、その際の米国の申出に対しまして当方の扱いをきめて、そして正式にこれを貸与を受けるということにいたしたいと存じております。

○松原一彦君 如何にもそうなくてはならん、両国間の大きなこれは取引でありますから、そういうふうになくてはならんと思うのであります。が、それにしましてもアメリカのほうで日本に軍艦を貸すといったような場合には、日本が受入態勢を持たなくちやならん。ただ何でもなく猫の子をば貸すといつたようなものではなくして、こういうふうな大きな戦力を貸すのでありますから、それにつきましては、日本が自衛のための戦力を持たなければならんと思うのです。これは当然の帰結

力を持つという条件がなくては、アメリカから軍艦が来るはずはないのです。その点につきまして私は、へり書記しつつある保安庁法案による保安隊、警備隊は、たとえその形が小さくあります。あらうとも戦力であるものと先般来たるにびた私が申上げておる、こういふことをば戦力と申すというのであります。が、これでもなお大橋長官や吉田首相は戦力でないとおつしやるんですか。この点納得の行く言葉で教えて頂きたいのです。

てやつた。戦力でない軍艦などということはあるはずはありません。軍艦が一体戦力でないとあなたはお認めにならぬのでしょうか。どうでしようか。

○國務大臣(大橋武夫君) 海上警備隊

といたましましては、フレゲート型船舶並びに小型船舶、これは軍艦として受取るつもりはないでございまして、海上警備隊の所要船舶として受取りたいと思つております。

○松原一彦君 それは軍艦ではあるけれども、軍艦でないとして受取るといつたようなことは、どうしてもまあ常識では考へられないであります。この今度受取るところの一千五百トンのフレゲート艦は五千五百馬力あつて、速力は十八ノット、武器は三インチ五〇口径砲三門、四十五ミリ機関銃二門を備えておる。三インチ五〇の口径砲三門も備えておる。これが軍艦でないと言つても、私は小型軍艦であると思うのですが、これは軍艦でないという何か定義があるものでしようか。

○国務大臣(大橋武夫君) 私どもは小型の軍艦とは考へておりません。

○松原一彦君 それはアメリカでもそう言つておるのでしようか。海軍が一体そういう警察の警備隊のようなものを使つておるのでしようか。向うで明らかにフレゲート艦であつて、軍艦とは書いてありませんけれども、これは海軍の所管であります。間違いないでありますから、これは戦力でないと言つてはですね、誠に子供をだま

しておるのは何だと言つたら、皆軍艦だと思います。大人ならだまされるかも知れませんけれども、子供はだまされませぬ。私は、黑白鳥鷺の変ということを鳥と言いくるめても鷺は鷺であります。これは軍艦だと思う。三インチ半の口径砲を三門備え、なおそのほかに四十ミリ機関銃を備えておるもののが軍艦でないと言つるのは、これはおかしいのです。これは軍艦だとと思う。三インチ半

の口径砲を三門備え、なほそのほかに四十ミリ機関銃を備えておるもののが軍艦でないと言つておる軍艦だと信じて、話を先を伺います。

今度借受けるものは、米国海軍の持つておる軍艦だと信じて、話を先を伺います。これは軍艦だと信じて、話を先を伺います。

さて……委員長続けて行きます。

○松原一彦君 併しこれは大変高いものであります。まあ支払う今必要がないといふいうならないのであります。若

しこれが後で以て支払う必要ができた

というときには一体どうなさるおつもしなければならんとあります。

が、どういふように改装するのか、砲

でも下すのかどうか知りませんけれども、改装費がフレゲート艦で三百五十万ドル要るとある、上陸用舟艇で一千五百万ドルを要する、これを私は換算して見ましたか、日本の貨幣にすると

いうと六千六百六十億円にあたります

○松原一彦君 その額は

日本の一年の総経費の八割に当

ります。六千六百六十億円といえども、およそ

○松原一彦君 それはアメリカでもそう言つておるのでしようか。海軍が一

体そういう警察の警備隊のようなものを使つておるのでしようか。向うで

これに原価を入れるといふと大変なものであります。しかも、こういうその非常

な高価なたくさんのものを一体借り受けた

てはどう処理するのか、勿論この記事

のおしまいには、日本は払う必要はないといふふうに書いてあります。日本

は払う必要はないと言われましても、

日本に対するところの過去の援助費

金、これがサンフランシスコの講和条

はやはりあとから払えということになつたのです。初めただもらえると思つておつたものが、しまいには払えといふことになつて、今じや皆あきれておるのであります。何かその払わんでもいいという、無償で以て交付すると何かそういうところに条件がありそうなものであります。それがないので

しょうか、あるのでしょうか。

○國務大臣(大橋武夫君) 支払につ

いての条件はないものと考へておりま

す。

○松原一彦君 併しこれは大変高いものであります。まあ支払う今必要がないといふいうならないのであります。若

しこれが後で以て支払う必要ができた

というときには一体どうなさるおつも

しなければならんとあります。

が、どういふように改装するのか、砲

でも下すのかどうか知りませんけれども、

改装費がフレゲート艦で三百五十

万ドル要るとある、上陸用舟艇で一千

五百万ドルを要する、これを私は換算

して見ましたが、日本の貨幣にすると

いうと六千六百六十億円にあたります

○松原一彦君 その額は

日本の一年の総経費の八割に当

ります。六千六百六十億円といえども、およそ

○松原一彦君 それはアメリカでもそう言つておるのでしようか。海軍が一

体そういう警察の警備隊のようのものを使つておるのでしようか。向うで

これに原価を入れるといふと大変なものであります。しかも、こういうその非常

な高価なたくさんのものを一体借り受けた

てはどう処理するのか、勿論この記事

のおしまいには、日本は払う必要はないといふふうに書いてあります。成るほど思つておるのでござります。成るほど

これが将来払うことになるというよ

うなことは、我々は全然あり得ないと

思つておるのでござります。

○國務大臣(大橋武夫君) アメリカが

船舶を貸してくれますのは、海上警備

隊にどうしてもこの種の船舶が必要で

ある。而してそれは日本としては到底

自分で買うこともできなければ払うこ

ともできないという前提の下に、好意

的におつしやるような単なる人情で

思わなければソ連に親しむとも思いは

いたしません。併しどうね。今あなた

おつしやるような単なる人情で

思つておるものと考へます。従いまし

てこれが将来払うことになるというよ

うなことは、我々は全然あり得ないと

思つておるのでござります。

○國務大臣(大橋武夫君) アメリカが

日本からそれを取立てる。あれは日

本が要請したわけではない。あの時

日本は独立国じやありませんから、ア

メリカ支配の下にあつて、アメリカが

好意を持って貸してくれたと思う金ま

でも独立の条件として取上げるとい

うおつしやるような単なる人情で

思つておるものと考へます。従いまし

てこれが将来払うことになるといふ

ふうなことをおつしやつておかれ、

この政府が一体いつまで永続するか

私はわかるのですよ。我々がアメリカ

の示唆によつてあの憲法を作つたので

あります。我々は今まで支払わ

ることになつて、今じや皆あきれてお

るのであります。何かその払わんで

もいいという、無償で以て交付すると

何かそういうところに条件がありそ

うものであります。それがないので

どうしておつたのが、払わなければならん

といふことになつたといふことも、或

いはそういうことが言えるかも知れま

せんけれども、子供はだまされませ

ぬ。鳥と言いくるめても鷺は鷺であります。

これは軍艦だと思う。三インチ半

の口径砲を三門備え、なほそのほか

に四十ミリ機関銃を備えておるもの

が軍艦でないと言つておる軍艦だと

信じておるのを伺つておつたが、みんな取

上げられました。そうして如何にも日

本は戦争をしない、無軍備の理想的な

国であるといつも実は私どもは

わざでございまして、この船舶の問題

については将来支払が要求されるとい

う場合には、そのときに日本政府の支

払に対する応諾によつて支払義務が初

めで発生すべきものである、かよう

に考えております。而してその際にお

いは必要があれば、無論国内法上の必

要な手続はとられるべきものと存じま

す。この点についてお答えを頂きました

い。

○國務大臣(大橋武夫君) アメリカが

船舶を貸してくれますのは、海上警備

隊にどうしてもこの種の船舶が必要で

ある。而してそれは日本としては到底

自分で買うこともできなければ払うこ

ともできないといふ前提の下に、好意

的におつしやるような単なる人情で

思つておるものと考へます。従いまし

てこれが将来払うことになるといふ

ふうなことをおつしやつておかれ、

この政府が一体いつまで永続するか

約によりまして、講和条約の際の話合

いによりまして、我々は今まで支払わ

ることになつて、今じや皆あきれてお

るのであります。何かその払わんで

もいいという、無償で以て交付すると

何かそういうことが言えるかも知れま

せんけれども、子供はだまされませ

ぬ。鳥と言いくるめても鷺は鷺であります。

これは軍艦だと思う。三インチ半

の口径砲を三門備え、なほそのほか

に四十ミリ機関銃を備えておるもの

が軍艦でないと言つておる軍艦だと

信じておつたが、みんな取上げられ

ました。そうして如何にも日本

本は戦争をしない、無軍備の理想的な

国であるといつも実は私どもは

わざでございまして、この船舶の問題

については将来支払が要求されるとい

う場合には、そのときに日本政府の支

払に対する応諾によつて支払義務が初

めで発生すべきものである、かよう

に考えております。而してその際にお

いは必要があれば、無論国内法上の必

要な手続はとられるべきものと存じま

す。この点についてお答えを頂きました

知れませんけれども、あとの内閣の責任を持つ者はこれは非常に迷惑であり、のみならず日本全国民の負担になります。そういう一体危いことが現憲法下において行われるのかとも日本のためのように言われますけれども、私は日本が今日かのような武器などを、役にも立たんと言つては悪いけれども、近代的戦力でも何でもないようなものを振廻すところに却つて火を呼ぶ危険を常に私は感じておるのであります。これは吉田さんもかねてから、私個人的にもいろ／＼お聞きしましたが、何とかして軍備は持ちたくないといふふ／＼言つておられるのです。それが一方的にかように注文しないものまで押付けられるといったよう

のままに余りにも白々しい闇取引が過ぎると思うのです。併し恐らく私は、今度の軍艦をあなた方が政府と要請せられたのでありますから、

閣でなく公式に貸されるような条件を

つておるのじやないかと思う。だから国内に向つてはこれは予備隊だ、警察隊だと再三再四言われますけれども、も日本のためのように言われますけれども、私は日本が今日かのような武器などを、役にも立たんと言つては悪いけれども、近代的戦力でも何でもないようなものを振廻すところに却つて火を呼ぶ危険を常に私は感じておるのであります。これは吉田さんもかねてから、私個人的にもいろ／＼お聞きしましたが、何とかして軍備は持ちたくないといふふ／＼言つておられるのです。それが一方的にかように注文しないものまで押付けられるといったよう

のままに余りにも白々しい闇取引が過ぎると思うのです。併し恐らく私は、今度の軍艦をあなた方が政府と要請せられたのでありますから、

閣でなく公式に貸されるような条件を

つておるのじやないかと思う。だから

国内に向つてはこれは予備隊だ、警察

隊だと再三再四言われますけれども、

これでは武器を貸してもらう要件にな

りませんから、私どもは警察予備隊の

面から、国内の国民には警備隊だ、

警備隊だと、こう思はせ、こちらのア

メリカから見るとときには、如何にも軍

隊組織であつて、戦力の漸増、国防力

の漸増という形をとらなければアメリカ

との軍艦や武器の取引が公式にでき

ないという矛盾した二面が今歴々

ここに現われておるのだと私は思う

のですが、これは思違いでしようか、

如何でしようか。

○國務大臣(大橋武夫君) このアメリカ

から船が貸付けられるということ

は、日本が海軍を新たに持とう、それ

に對して必要な軍艦を貸すということ

はアメリカも考へているはずはないわ

けであります。若しそういうことであ

りまするならば、特に今回の日本に対

する船舶の貸付けに対し特別な立法

措置がアメリカにおいて国内上必要で

あるわけもないわけであります。それ

はもとよりでございます。今私どもが

無償であろうと思うと、こう言つてお

りますのは、この取極がまだ確定し

て申上げる段階になつておりますの

で、そこで今までの話合いの経過から

見て無償であると確信しておる。又そ

ういう条件でなければ取極をする意思

はない、こういうことを申上げてお

るわけでござります。正式な取極があ

りましたならば……。

○松原一彦君 いや、あなたはそうい

なれば、いわゆる武器貸与法に基いて

当然貸せられるものと思うのであります

。然るに日本側は憲法上軍備をしな

い。従つて軍備として借受けるのでは

ない、これは海上の警察力の増強のた

めに借受けるのである。こういうこと

でありますから、アメリカとしては

おやりになつたので、どういう文面で

なつておるのでしようか。その中に無

任を持つ者はこれは非常に迷惑であ

ります。あの心變りの激しい、そうして而

も日本のためのように言われますけれども、

も日本が今日かのような武器な

どを、役にも立たんと言つては悪い

けれども、近代的戦力でも何でもない

ようなものを振廻すところに却つて火

を呼ぶ危険を常に私は感じておるので

あります。これは吉田さんもかねてか

ら、私個人的にもいろ／＼お聞きしま

したが、何とかして軍備は持ちたくない

といふふ／＼言つておられるのです。それが一方的にかように注文しないも

のままで押付けられるといったよう

のまでも押付けられるといつたよう

な、而も非常な高価なものであつて、

とても日本が払い切れるほどのもので

ないもののを背負い込まれる政府の御

用意が、私はわからんし、国会がわ

からなければ国民党は一層わからぬの

で、恐らく私は今日の国民党に、警察

予備隊の持つておる武器は全部司令部

の、駐留軍の司令部ですか、司令部の

或る将校が個人的に貸付けておるのだ

と言つたば、私は呆気に取られると思

うのです。知らんからいいようなも

の、アメリカから貸してもらつてお

るものとばかり思つておつたのです

が、そうでないということになると、

これは如何にも余りにも白々しい闇取

引が過ぎると思うのです。併し恐らく私は、今度の軍艦をあなた方が政府と要請せられたのでありますから、

閣でなく公式に貸されるような条件を

つておるのじやないかと思う。だから

国内に向つてはこれは予備隊だ、警察

隊だと再三再四言われますけれども、

これが現憲法下において行われるのかと

いうことを私はしみ／＼と思うので

あります。あの心變りの激しい、そうして而

も日本のためのように言われますけれども、

も日本が今日かのような武器な

どを、役にも立たんと言つては悪い

けれども、近代的戦力でも何でもない

ようなものを振廻すところに却つて火

を呼ぶ危険を常に私は感じておるので

あります。これは吉田さんもかねてか

ら、私個人的にもいろ／＼お聞きしま

したが、何とかして軍備は持ちたくない

といふふ／＼言つておられるのです。それが一方的にかのように注文しないも

のまでも押付けられるといつたよう

な、而も非常な高価なものであつて、

とても日本が払い切れるほどのもので

ないもののを背負い込まれる政府の御

用意が、私はわからんし、国会がわ

からなければ国民党は一層わからぬの

で、恐らく私は今日の国民党に、警察

予備隊の持つておる武器は全部司令部

の、駐留軍の司令部ですか、司令部の

或る将校が個人的に貸付けておるのだ

と言つたば、私は呆気に取られると思

うのです。知らんからいいようなも

の、アメリカから貸してもらつてお

るものとばかり思つておつたのです

が、そうでないということになると、

これは如何にも余りにも白々しい闇取

引が過ぎると思うのです。併し恐らく私は、今度の軍艦をあなた方が政府と要請せられたのでありますから、

閣でなく公式に貸されるような条件を

つておるのじやないかと思う。だから

国内に向つてはこれは予備隊だ、警察

隊だと再三再四言われますけれども、

これが現憲法下において行われるのかと

いうことを私はしみ／＼と思うので

あります。あの心變りの激しい、そうして而

も日本のためのように言われますけれども、

も日本が今日かのような武器な

どを、役にも立たんと言つては悪い

けれども、近代的戦力でも何でもない

ようなものを振廻すところに却つて火

を呼ぶ危険を常に私は感じておるので

あります。これは吉田さんもかねてか

ら、私個人的にもいろ／＼お聞きしま

したが、何とかして軍備は持ちたくない

といふふ／＼言つておられるのです。それが一方的にかのように注文しないも

のまでも押付けられるといつたよう

な、而も非常な高価なものであつて、

とても日本が払い切れるほどのもので

ないもののを背負い込まれる政府の御

用意が、私はわからんし、国会がわ

からなければ国民党は一層わからぬの

で、恐らく私は今日の国民党に、警察

予備隊の持つておる武器は全部司令部

の、駐留軍の司令部ですか、司令部の

或る将校が個人的に貸付けておるのだ

と言つたば、私は呆気に取られると思

うのです。知らんからいいようなも

の、アメリカから貸してもらつてお

るものとばかり思つておつたのです

が、そうでないということになると、

これは如何にも余りにも白々しい闇取

引が過ぎると思うのです。併し恐らく私は、今度の軍艦をあなた方が政府と要請せられたのでありますから、

閣でなく公式に貸されるような条件を

つておるのじやないかと思う。だから

国内に向つてはこれは予備隊だ、警察

隊だと再三再四言われますけれども、

これが現憲法下において行われるのかと

いうことを私はしみ／＼と思うので

あります。あの心變りの激しい、そうして而

も日本のためのように言われますけれども、

も日本が今日かのような武器な

どを、役にも立たんと言つては悪い

けれども、近代的戦力でも何でもない

ようなものを振廻すところに却つて火

を呼ぶ危険を常に私は感じておるので

あります。これは吉田さんもかねてか

ら、私個人的にもいろ／＼お聞きしま

したが、何とかして軍備は持ちたくない

といふふ／＼言つておられるのです。それが一方的にかのように注文しないも

のまでも押付けられるといつたよう

な、而も非常な高価なものであつて、

とても日本が払い切れるほどのもので

ないもののを背負い込まれる政府の御

用意が、私はわからんし、国会がわ

からなければ国民党は一層わからぬの

で、恐らく私は今日の国民党に、警察

予備隊の持つておる武器は全部司令部

の、駐留軍の司令部ですか、司令部の

或る将校が個人的に貸付けておるのだ

と言つたば、私は呆気に取られると思

うのです。知らんからいいようなも

の、アメリカから貸してもらつてお

るものとばかり思つておつたのです

が、そうでないということになると、

これは如何にも余りにも白々しい闇取

引が過ぎると思うのです。併し恐らく私は、今度の軍艦をあなた方が政府と要請せられたのでありますから、

閣でなく公式に貸されるような条件を

つておるのじやないかと思う。だから

国内に向つてはこれは予備隊だ、警察

隊だと再三再四言われますけれども、

これが現憲法下において行われるのかと

いうことを私はしみ／＼と思うので

あります。あの心變りの激しい、そうして而

も日本のためのように言われますけれども、

も日本が今日かのような武器な

どを、役にも立たんと言つては悪い

けれども、近代的戦力でも何でもない

ようなものを振廻すところに却つて火

を呼ぶ危険を常に私は感じておるので

あります。これは吉田さんもかねてか

ら、私個人的にもいろ／＼お聞きしま

したが、何とかして軍備は持ちたくない

といふふ／＼言つておられるのです。それが一方的にかのように注文しないも

のまでも押付けられるといつたよう

な、而も非常な高価なものであつて、

とても日本が払い切れるほどのもので

ないもののを背負い込まれる政府の御

用意が、私はわからんし、国会がわ

からなければ国民党は一層わからぬの

で、恐らく私は今日の国民党に、警察

予備隊の持つておる武器は全部司令部

の、駐留軍の司令部ですか、司令部の

或る将校が個人的に貸付けておるのだ

と言つたば、私は呆気に取られると思

うのです。知らんからいいようなも

の、アメリカから貸してもらつてお

るものとばかり思つておつたのです

が、そうでないということになると、

これは如何にも余りにも白々しい闇取

引が過ぎると思うのです。併し恐らく私は、今度の軍艦をあなた方が政府と要請せられたのでありますから、

閣でなく公式に貸されるような条件を

つておるのじやないかと思う。だから

国内に向つてはこれは予備隊だ、警察

隊だと再三再四言われますけれども、

これが現憲法下において行われるのかと

いうことを私はしみ／＼と思うので

あります。あの心變りの激しい、そうして而

も日本のためのように言われますけれども、

も日本が今日かのような武器な

どを、役にも立たんと言つては悪い

けれども、近代的戦力でも何でもない

ようなものを振廻すところに却つて火

を呼ぶ危険を常に私は感じておるので

あります。これは吉田さんもかねてか

ら、私個人的にもいろ／＼お聞きしま

したが、何とかして軍備は持ちたくない

といふふ／＼言つておられるのです。それが一方的にかのように注文しないも

三

うしなくちやならないので、しなければいつまでたつてもアメリカは日本から撤退してくれやしないのであります。恐らく日本の特殊の職業をする婦人が何かでない限り、アメリカの兵隊におつてもらいたいという者は一人もおらないと思うのですが、そういううためには、日本はこれに代るところの戦力を持たなければならぬ。あれは戦力なんですから、それを何とかとかとあなたがたはいろいろ苦労をなさつていらつしやることは私は十二分にお察し申上げる。こういうことは明々白々國民のそう納得の行く程度においてやらなければ、私は形の上でごまかしごまかしやつておつたのは、これは日本民族の不信を招く以外の何物でもないということを憂えるのであります。況んやその借り物の武器で、大手を振つて我こそ国防の第一線に立つものだと、いうような誇りもないような兵隊を作つて行くということに、私は非常なる不満を持つ。併しこれは私のまあ不満であつて、そんな必要はないとおつしやればそれはそれだけの水掛論であります。ですが、ここまで来ましたから私のはうはこれで、こういうことだけを申上げて、保安庁審議に対する私の質問の第一段階を今晚はやめておきます。と申しますのは、この経過から見ましても、現に動きつあるところの方向から見ましても、いずれにしても、日本は国内的には警察予備隊の成長したもののという条件附の保安隊を作つておるけれども、対米関係においては、国防力を漸増するスタートを切つておるの

であつて、これは明らかに戦力、軍備である。憲法がどの程度にまで日本になります」というと、先般京都から來られた

○三好始君 大分時間がたつましたので、松原委員から質疑の出ました武器の点についてだけ大橋国務大臣にお尋ねいたしたいと思います。日本がアリゲート艦或いは上陸用舟艇の貸与方を申請されたのに對して、アメリカとして極めて当然なことと言わねばなりません。ところがそれはアメリカにおいて借りる側の要請される問題だけでなくして、借りる側の日本においても同様でなければなりません。アメリカにおいてだけ国内法の手続が必要であつて、借りる側の日本においては国民党も知らない、国会でも知らないということでは、日本は民主国家と言することはできないと思うのです。ところで日本国内法自体はそういうことを全然許しておるのかどうか、日本未熟であるといふことは、それでも民主国家でありますから、国内法にはちゃんと規定がございます。例えば会計法十一条によりますと、契約等は「法令又は予算の定めるところに従い、これをしなければならない。」とはつきり規定いたしております。これは国内における場合のみではなく、対外的の場合も当然に含んでおると思うのですが、こういう明白な会計法上の規定があるにかかわらず、政府はこれを法的な手續を経ることなく、政府だけの考案でアメリカと貸与の契約を結ぶお考えなのかどうか、これをお聞きいたしたいのです。

おいても国内法上の手続を必要とするることは申すまでもないのでございまして、予算を要する場合においては、これは予算について国会の御承認を得なければなりませんし、又その他の手續を経て、そうして正式の契約を得るべきものと、こう考えております。而してその国内法上の手続といまして、手続を経て、そうして正式の契約を得なければならない事柄がござります。而してその国内法上政府限りでできない事柄がござりまするから、それはそれより所定の手続を経て、そうして正式の契約を得るべきものと、こう考えております。

○三好始君 そういたしますと、今回のアメリカ海軍が所有しておつた艦艇の貸与を受けるに際して国内法の手続はとつておるというお考えなんですか。

の内容によるわけをございまして、内容によつて予算が必要であれば国会において必要な予算を措置しなければならないと思います。又それが条約といふような形になれば、これ又国会の御承認を得るという手続が必要になるわけでございますが、何分にもまだ先づからまあこちらの要請を了承されただばかりでございまして、これに対し如何なる申出もまだない状態でございます。まだ申上げかねる状況でございます。

○三好始君 大体政府のお考えはわかつて來たのであります。若し無償で貸与されるということが明らかになつた場合、国内法上の手続は必要ないと考えるので。それでもやはり国内法上の手續はしなければいけないというお考えでしようか。

○國務大臣(大橋武夫君) 無償にもよりますと思います。無償で、そうして如何なる意味においても政府が将来財政上アメリカに対し支出の義務を負わざに済むというような、こういうような場合は、これは行政的に措置できることも知れませんが、政府として米国に対する義務を負うと、どうなになりまするならば、当然これは国会の御承認を受けなければならん事柄を含むと思いますので、そういう場合には所定の手續をとるべきものと考えております。

○三好始君 仮に貸与される艦艇そのものが無償であつても、これにはどうしても人件費なり或いは運航のための費用もこれに伴つて必要でありますから、それらの全部をアメリカに期待する

るということは常識上到底考えられませんから、そういう費用を要する場合にもやはり国内的な手続は必要であります。こういうふうに私は考えるのですが、この点についてのお考へは如何ですか。

も、私はそういう面から国会の承認を必要とする、こういうふうに思うので

識だらうと思うのであります。そういうことになりますと、大橋國務大臣も

或いはこちらの過失とかその他によつて損傷が起きたと、こういうような場

ふうに処置すべきものと存じます。

ありますか。その点如何ですか。
○国務大臣(大橋武夫君) 条約と申しますのは、国際法上国家間の権利義務に關係あるものはすべて条約になるの

すでに申されたように、条約として当然に国会の承認を得なければいけない。私は口頭であれば条約でないんであって、従つて国会の承認は必要でな

いふような場合が仮に起つたようだ。これは若干まだ内容がわからんから、予想でございますが、そういうような合に、仮に損害の負担を日本がすると

ときに一つ落ちておりましたが、今警
察予備隊が借りております武器の表が
ここにあります、量はわかりません
けれども、武器の性能等に対する表が

○國務大臣(大橋武夫君) 人件費の支出、運航費の支出については法令に基かなければなりません。この関係法令をいたしましては、保安庁法なり或いはすでに御承認を得ました海上保安庁法一部改正案なりにあるわけでございまして、その範囲で賄える程度、又財政支出いたしましてもすでにこれらの人件費その他所要経費の一部につきましては二十七年度予算として協賛を得ておりますので、これらで賄える範囲ならともかくございますが、これ以上の特別の法的根拠を必要とするところには、それぐの所定手続をとる必要があるというように考えるのでございます。

○國務大臣(大橋武夫君) これにつき
ましては今後の話合いによるものと思
うが、これは相当重要な問題だと思いま
すからはつきり質しておきたいのであ
ります。今回の艦艇貸与に関する契約
は、口頭によつてなされ得る可能性が
あるのですか。政府はそういうお考え
をお持ちなんですか。

○三好始君 只今の大橋國務大臣のお
答えによりますと、文書でなければ
國会の承認の必要がないような印
象を受ける言葉があつたのであります
が、それも該當する規定であります。

い、というようなお考えを持たれておる
とすれば、これも非常に遺憾なことだ
と思うのであります。いずれにいたし
ましても、すでに大臣もしばく明らかにせられたように両国間の考え方が
はつきりして来れば、正式の契約として日本の国内法上の手続に従つて措置
する。国会の承認を求める方法を講ず
る、こういうことだと了解してこの点
は了承したしたいと思うのであります
が、そういうふうに考えて差支えない
わけですか。

O 国務大臣(大橋武夫君) 国内法によ
つて必要な措置は必ずとのつもりでござ
ります。

O 粟柄赳夫君 この保安庁の問題を、
海上保安庁などの問題をはつきりする

場合にはこの負担、人件費とかあるいは輸送費というものでなしに、物自体にくついたものでござりますが、国家の財政を縛る、殊に債務を縛ることになるのですから、そういう場合においてはやはり国会の承認がなければ、財政法その他の関係でできないと思うのであります。これがついでに明らかにして頂きたいと思います。

○國務大臣(大橋武夫君) これは損害賠償のありました場合の補償の問題でござりますが、これにつきましてはまだ何ら具体的な相談をいたしておりません。従いましてそういうことによりまして国内法上手続が必要になるということになれば、当然政府といたしましては適法に処置すべきものと考えてお

出でおりますが、十四種ほどあります。これはこの先般司令部の好意によつて借りておるといふお話をあります。が、もうすでに司令部はなくなつておりますし、その後どういう契約でお借りになつておるのか、これ一つ聞かして頂きたい。

〇三好始君　只今のお考えには私多少の疑義があるのであります、更に詳細に目下提案案中の法律案を調査して具體的にお尋ねいたしたいと思ひますが、それを一応別にして考え方としても、今回の委託の賃貸は国家財産のままで、

つております。今文書が作成されるか
或いは口頭で行われるかということに
ついては、どちらとも考へ、どちらに
なるということについてはつきりし
た見通しを立てておりません。

ために関連してちょっとお尋ねするの
であります。が、そういうような武器貸
与契約を交渉される、主管とせられる
大臣はどうなりますでございまし
ようか。

（了）栗栖赳矢君 もう一つ、そう場合において損害が生じたときに国会の承認を得るというのでなしに、そういう場合に損害賠償の債務を負うという契

○松原一彦君　ただ口頭で貸せ、貸す
といつただけではなか／＼そう簡単に
も行きますまいが、大量のものであり
ますが、これは一体この借手は誰でご
ざいますか。警察予備隊が私的に借り

この条約の實質は、日本と國の合意として、形をとると思うのであります。アメリカと日本の國と、國との間の國際合意として、いわゆる條約という定義に入る状態だと思うのであります。たとえそれが無償であるとも有償であろうとも、その点についての法律關係は同じだと思います。どうぞ、この點で、この条約は、國の合意として、國との間の國際合意として、いふべきものである。それで、この條約は、國の合意として、國との間の國際合意として、いふべきものである。

○三好始審 私は国家間のこういう相
当重要な合意について、文書によらず
して口頭で行われることもあり得る。
いうようなお氣持を持つておられるこ
とは非常に遺憾だと思うのであります
て、当然に文書による契約でなければ
ならない。吉田内閣いつまで続くかも
わからないわけでありまして、当然に
こういう問題ははつきりした手続をと
つて、文書による契約とすべきだと考
えるのでありますし、これは当然な常

○栗穂鉄夫君　それでさつきの、ただ我々はこの問題を早く明らかにしたいという意味でお尋ねするだけですが、三好氏の質問にちよつと一つ加えると、例えば武器貸与をしましても、損傷などが起きて、これが不可抗力による損傷ならば又別でありましようが、

國務大臣(大橋武夫君) 條約についての原則論として先ほど申上げました通り文書による合意であつて、その内容が国家間の権利義務に関連いたしましたものは当然條約として承認を経べきものと考えております。その範囲に属する事柄でありますならば、そういうのでございましょうか。

たというわけでもありますまいし、日本政府が借りたものでしようか。

○國務大臣（大橋武夫君）　これは米国對日本國の政府間の正式の話合い、ということにはまだなか／＼ならないと思ひます。そこで駐留軍がこちらにおいて保管しておる武器を便宜日本側に使わせると、いう形で当分行くことになると思うのであります。その方式といたしまして、従来は占領軍の顧問将校が米国国内法上その責任において保管

をいたしておる、それを事実上予備隊の隊員に使わせると、こういう形であつたのでござりますが、このやり方は米国国内法上、損失のありました場合に顧問将校個人が責任を負わなければならんことになつております。現に一昨年の暮であります。福岡県の或る部隊において機関銃が二挺ほど紛失いたしましたことがござります。これは全く日本側が使用中のものが盗難によつて紛失したのでございましたが、それについても責任者たる顧問将校が賠償をしなければならん、米国政府に対しても弁償をしなければならんという問題が起つたわけでございます。こういう方式が今なお続いておるわけであります、これについては駐留軍としましても、顧問将校が現実に支配していない物件について、国内法上の賠償責任だけを負うということは甚だ酷であるからして、そこで日本側の関係機関に一括して引渡したい。それで引渡しの受取りを持つてさえおれば、それで顧問将校の米国国内法上の保管の責任は果しつつあるものという取扱いにしたい。そのためには日本側で一括して受取りを出して欲しいと、こういうことを申しております。それについて今まで話し合いを進めておるわけでございません。

すか、総理大臣ですか、日本の政府なんですか。
○國務大臣(大橋武夫君) 誰が一括してこれを預かるかということも話し合の途中に入つておりますて、まだ未決でござります。

○松原一彦君 まさかこの保安隊の隊長とかいつたようなことにはならないのでございましようね。

○國務大臣(大橋武夫君) それは警察予備隊本部、或いは保安庁が成立した後には保安庁の中央の責任者が受取りを出すことにならうかと思いますが、併しその点についての話合いはまだ決定いたしておりません。

○松原一彦君 もう私は質問を打切つたもんですけれども、疑問百出であります。幸いにしてアメリカを今の内閣のように絶対的に御信頼になつておれば、これはまあこれでも通つて行きますが、若し所を変えてソ連の大天使館から武器を日本の何かに貸すといったようなことができたら、私は大変だと思いますが、若し所を変えてソ連の大天使館が闇取引で、個人の名で保管転換的に貸されるといったようなことで、而もそれが部隊の手に、部隊の隊長等が受けたといつたことになつたら、これは誠に困ったことになるのであります。こういうことは誠に重大極まる問題であります。ピストル一挺なくしても警察官はまあ大変な处分を受ける。我々が一つ持つておつても大きな問題になるのであります。でありますからこの保安庁法案の審議にも、我々は念を入れねばならぬのであります。が、大きなところに闇が行われており、何かわからん取引をやつておる。私はしみじみと今日警察予備隊の幹部その他隊

員のかたに御同情するのです。非常に大切な仕事の任務についておいでになりましたが、何とかこの清れぐと果されつて天気を見ない。晴れたる日草旗の下で活動しておる、国防の第一線に立つ者といふ誇りがおじ／＼と果されつてあるというような、非常にお氣の毒なことを思うのです。同情に堪えない。私は政府を責めるのじやないんで、必要があるならば、必要のあるように正々堂々合法的な手続を経て、こういうことは国民全体の運命に関することとありますから、やつて欲しいのであります。それがかよ／＼陰鬱なる私的取引のよう、国会も知らん、國民も知らんといふところで行われておるが、まさか今回の海軍のはそうでもあるまいと思いますので、今夜は念を入れてお尋ねしたわけであります。これは私の所感になります。お聞き捨て願つておきます。

○三好始君 今の問題にちよつと関連して質しておかなければいけないと思う点が一つありますから、九時までちよつと時間がありますのでお聞きいたしたいと思います。

現在警察予備隊が貸与を受けておる武器については、契約がなされておらないというようなお話を出たと思うんです。あります。そういうことなんぞございましょ／＼か。

○國務大臣(大橋武夫君) そういうことでござります。

○三好始君 契約は必ずしも文書によつてはつきり取交さないと契約でないとは言えないのです。それは先ほど大橋國務大臣が文書によるものでなければ契約でないといったものと多少事情が違つておると思うのです

○國務大臣(大橋武夫君) 私の申上げましたのは、そうしたことについて書面もありませんし、又正式の契約というようなものはないということを申し上げたわけでございます。これは問題を、松原委員も申されたように、間違いなくはつきりした形で納得の行くような状態にしないと大変なことになると思うのです。こういう状態をたとえ暫くの間でも続けるということは非常に遺憾なことだと思うのです。契約でないということは、非常に理論的に申しますといふとおかしいのであります。これは明白に契約なんではありません。ただ契約書というはつきりした文書が取交されておらないということだけの話なんでありまして、こういうことで問題をいわばごまかすような形にしておるということは非常に遺憾だと思ふんであります。私は時間がありませんから今晚はこれ以上質疑いたすこととはやめたいと思いますが、最後に一つ、是非とも十分に考えて頂きたいと思うのであります。

を訴えなければならぬと思つて申します。政治的の便のための一時を費するような愚民政を行なつてはなりません。そういうことが、國內でやられるならば、民族の前途は誠に憂慮すべきものがあると思うのであります。私は、今まで承わつた政府の考案には非常に遺憾である、遺憾なものがあるということを特に強調いたしました。〔速記中止〕

○委員長(河井彌八君) この際委員長として一言いたしておきたいことがあります。わざと速記をとめて。

〔速記中止〕

○委員長(河井彌八君) 速記を始めて下さい。

○中川幸平君 この保安庁法案の審議に当つて保安隊、海上警備隊の性格、運営についてですね、大橋国務大臣から詳細に答弁されて今日まで参つております。又昨日吉田総理から明快な答弁があつたので、我々も非常に喜んでおります。然るに今日松原委員、三好委員からこの点についてくじくど質問が繰返され、而も非常に不満なようなふうに私ども見受ける。これ全く見解の相違から来ておる事柄であると私は思つておる。かような見解との相違を以てする質疑を使ひに繰返しても、何ら益のないことであると考えますから、どうか委員長において然るべくお取計い願つて、もう少し議事の進行するようにお取計いを願いたいと存ります。

○委員長(河井彌八君) ちょっとと中川君に申します。松原君、三好君の御意見は、どこにこの問題を、この保安庁と関係のことなどをどういうふうに考えてござるかということは、これはどちらも兩

君の、委員諸君のお考へ次第でありますして、何もこの保安庁法案をどうしようと、いうような意味に考へるわけではありません。従いまして委員会の審議は、それらの点についてやはり相当に自由に御意見をお述べになることは、委員長としてはこれをとることはでききない、かよう考へております。

○三好始君 中川委員から、与党の立場として或いは当然かと思ひますけれども、審議の進行に関する御発言があ

りましたが、私は発言の内容については反対であります。この問題はしば

しば私が指摘しましたように、内容から申しまして非常に重要なものであります。審議は殊更引延しのためにやることは勿論よくなないことでありますけれども、誰にいたしましても、恐らく内閣委員会は今までそんなつもりでやつておつた人は私はないと思つております。すでに問題が全く明瞭になつたかといふと、決してそうであります。私はつきり申しますが、違憲の問題についても論理的に明らかにしなければいけない問題を相当残しております。これは單なる意見の相違であるからこれ以上聞いても仕方がないといふ、そういうところまで行つてしまつたんではないであります。まだ論理的に明らかにしなければいけない点が残つておるのであります。武器貸与の問題なんかにつきましても、今晩交わされた質疑応答は恐らく新しい事態としてかなり重要な内容のものであつて、有意義な質疑応答であつたと私は考へております。個人的な立場から申しますと、私も早く国会を終つて帰りたい気持で一ぱいでありますけれども、これは国家のためにどうしても十

分に明らかにしなければいけないといつもりで一生懸命にやつておるのであります。別に殊更議事を引延ばすために無用の質疑応答をしておるのでないということをはつきり申上げたいであります。

○委員長(河井彌八君) 諸君にお詔りいたします。本日はこの程度で散会いたしますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長(河井彌八君) 御異議ないと認めます。これを以て散会いたします。

午後九時五分散会

六月十八日本委員会に左の事件を付託された。

一、昭和二十三年六月三十日以前に給与事由の生じた恩給の特別措置に関する法律案(衆)(予備審査のための付託は六月一日)

昭和二十七年九月十二日印刷

昭和二十七年九月十三日発行

參議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局